

日本銀行と安田善次郎

——「安田家文書」による設立過程の研究——

由井常彦

はじめに

周知のように、松方正義大蔵大臣のもとで、一八八一（明治一五）年六月、日本銀行条例が制定され、一〇月一六日に日本銀行が開業をみた。初代総裁に吉原重俊、副総裁に富田鉄之助、理事には民間から安田善次郎と三野村利助が就任したことは、諸文献の記すところである。だが、そうした人事はじめ、条例や定款の作成から株式募集、そして開業後の経営が、誰のリーダーシップのもとで、何時どのように行われ、その過程でどのような問題や議論があったか、つまり設立の具体的な経緯については、ほとんど知られていないといつてよい。

もとより日本銀行の設立を記した公刊文献は、乏しいどころかむしろ汗牛充棟の観があり、手近にも『明治財政史』⁽¹⁾（第一五巻、昭和二年刊）および『日本銀行沿革史』（第一巻、大正二年一月）などでは、設立の沿革に多大の頁が割かれている。しかし、いずれも条例、定款と規定類が詳細に記録されているものの、具体的な事実や関係者の動き、そして成文化の経緯についてはともにごく簡単な記述にとどまり、官庁出版物にありがちな重複記掲の嫌いを免れていない。官庁刊行諸文献を別として、吉野俊彦著『歴代日本銀行総裁論—日本金融政策史の研究—』（毎日新聞社、昭和五

一年)は、優れた研究書として知られており、同書では、安田善次郎が理事に任命された事実をとり上げ、左のように記述している。⁽²⁾

安田善次郎が日本銀行の理事を命ぜられたのは、銀行の実務がよくわかる人を日本銀行の重役に入れてその運営を円滑にしてゆきたいという気持を松方正義がもっていたためである。当時日本で有名な銀行家といえば、なんといっても安田善次郎が第一人者であった。すでに安田銀行あるいは第三国立銀行の主宰者としての経験を買われ、日本銀行条例をつくる時にも政府から相談があつていろいろ意見を具申しつた。松方正義が明治十一年フランスに行ったとき、フランスの大蔵大臣のレオン・セーからすすめられてベルギーの国立銀行条例を研究し、これが日本銀行条例のモデルとなつた。当時ベルギーの国立銀行は比較的新しく設立された中央銀行で、各国の中央銀行の制度のいちばんよいところをとつていとされていゝた。そこで日本銀行条例をみると、ベルギーの制度をかなり移植した跡がみえる。しかしさすがに日本にベルギーの制度をそのままもつてくるというわけにゆかないので、日本の銀行家の知恵を借りる必要がある。このため安田善次郎と松方正義との結びつきができ、安田善次郎は日本銀行の理事に任命されることになつた。

財閥の統率者が日本銀行の常任の重役になるなどということは今日ではちよつと考えられないが、昔はそれが現実にあつたのである。ただし当時安田財閥がすでに形成されていたわけではなく、むしろ安田善次郎は日本銀行の理事になることによつて安田銀行の支払準備を補強し、後年における安田財閥を形成する一つの有力な基礎を形成したというほうが当つてゐる。当時の安田善次郎の力は三井財閥に対してはまだとうていおよばなかつたが、三井銀行その他の同業者に依存しないでなんとかしてやつてゆきたいというのが安田の強い気持であつた。そこで日本銀行の重役になることによつて、いざという場合安田銀行に必要な資金を供給してもらえんという基盤ができたことは、彼にとつて非常な強味となつたやうである。

右の引用文において、日本銀行の設立にさいしその範をベルギーに求めたことともに、現実において安田善次郎の銀行家としての「知恵」に借りたことが、要領よく述べられている。だが、同書の記述にしても、これにとどまるもので、それ以上の立ちいった言及はみられない。

他方において、日本銀行の設立における安田善次郎の役割について、安田善次郎ないし安田財閥側の文献はどうかというところ、これまたほとんど記述がない。正伝たる『安田善次郎伝』（矢野文雄、大正一四年）はじめ、戦後多年の年月をかけて編纂・刊行された『安田保善社とその関係事業史』（同史編修委員会編、昭和四九年）においても、安田善次郎の日本銀行創立準備委員会の委員（御用掛）、ついで理事就任という事実の指摘にとどまっている。筆者が編者の『安田財閥―日本財閥経営史―』（日本経済新聞社、昭和六一年）もその例外ではない。³⁾

ところで、筆者が上掲の『安田財閥』を上梓したのち、安田家のご好意で研究の便をえた「安田家文書」を吟味してみると、右の一次史料の内容は、安田善次郎自身が日本銀行の設立に大いにコミットしており、設立・開業にいたる経緯の詳細が具体的に判明できるものであった。すなわち安田善次郎自身、日本銀行の設立に積極的に関与し、創立委員や、理事就任に大きな魅力と同時に、多大の榮譽と責任を感じており、明治一五年五月以降の「日記」と「手控」については、いったん書いたものを、後になって再度自身で整理、加筆、浄書したりしており、明治一五年の一カ年の記録のみで、通計五冊、二五三丁（欄外の書きこみが非常に多く、厳密な頁数の計算は困難である）に及んでいる。

以下本稿は、この「安田家文書」の検討・考究によって、日本銀行の設立準備から開業と経営の実状を、安田善次郎の立場を通じて明らかにしてみたい。これによって、日本銀行の設立の過程および三井を含めて日本銀行の創設をめぐる当時の銀行界の諸側面をたちいつて理解することができるし、さらには安田善次郎が、有力な財閥として発展する重要な契機が明らかになることと思う。

(1) 例えば大蔵省明治財政史編纂会編『明治財政史』第一四卷(昭和二年)、日本銀行沿革史編纂委員会『日本銀行沿革史』第一卷(大正二年一月刊)同『回顧百年』上巻(大正二年一月刊)、「松方伯財政論策集」大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政經濟史料集成』第一卷(改造社刊、昭和六年)所収。

(2) 吉野俊彦『歴代日本銀行總裁論―日本金融政策史の研究―』毎日新聞社、昭和五一年、一三一―四頁。

(3) 矢野文雄『安田善次郎伝』(安田保善社、大正一四年)、『安田保善社とその関係事業史』(安田不動産株式会社、昭和四九年)、由井常彦編著『安田財閥―日本財閥經營史―』日本經濟新聞社、昭和六一年など。

なお、『安田善次郎伝』の底本となっている『安田善次郎全伝』(私家本、昭和二年、全八巻)は、後述の「安田家文書」を用いて編纂されているが、日本銀行設立の明治一五年の記述はわずか一五頁にとどまり、内容も簡単な事実の摘要のみである。安田銀行はじめ安田善次郎関係の銀行史の記述は、その点数が多いが、もとより右の記述を出していない。

(4) 前掲の『安田財閥』の上梓ののち、平成八年に当時の安田家当主の三代安田一氏から、祖父の善次郎が生涯にわたって執筆した日記・手控・旅行記などの一次史料の諸記録を、保管先の安田不動産株式会社の総務課の手によりコピーし、筆者の研究用に寄贈いただいた。現在は、当三井文庫において保管している。ここでは、「安田家文書」として扱うことにしたい。なお、本稿で主として引用した手控の原本は、和紙(第三銀行・安田銀行用箋)の罫紙に筆書されており、コピーであることもあって、いくつか判読困難(朱書を含め)な箇所が存在する。この点はあらかじめお断りしておきたい。

一 安田善次郎と明治初年の銀行經營

明治一五年の日本銀行の設立問題についてみる前に、あらかじめ、安田善次郎の企業家的な出身・経歴と明治初年に

おける銀行家として資本蓄積と銀行経営（第三国立銀行と安田銀行）について、必要な範囲にかぎって、ひと通り記述しておくべきであろう。

とくに安田善次郎の明治初年の活動と初期の成功についての文献は、その数がおびただしいが、正伝はじめ誇張や過大な評価が一般化しており¹⁾、正確な記述が行われていないうらみがある。これにたいし筆者は、この点を既刊の『安田財閥』（日本経済新聞社、昭和六一年）のなかで指摘し、安田商店（慶応二年設立）の每期「勘定上帳」などの一次史料の検討にもとづいて、安田両替店（元治元年設立）にさかのぼる安田善次郎の金融業経営の実体と資本蓄積の内容を考究してみた²⁾。以下本稿では、右の著書の研究にそくして、要約的に記述してみることにする。もとより本稿の趣旨から、出身と経歴の詳細や、店舗経営や人事などの側面はこれ省略し³⁾、金融の諸業務とその発展の側面に焦点をおいて説明してみることにしたい⁴⁾。

1) 出身から銭両替「安田屋」の経営

出身と経歴にさかのぼると、安田善次郎（幼名岩次郎）は、富山県富山町（現富山市）の出身である。父の善悦は、富山藩士の末席の身分（御茶道）を得るようになったが、生家の実際の生活は半農半商を出るものではなかった。善次郎は、天保九年（一八三八）の生れで、澁沢栄一や大倉喜八郎らと同じ世代である。

安田善次郎の少年時代は、経済的・社会的に恵まれず、その反面天賦の才能と強いアスピレーションを持っていたから、大都市での立身出世を夢み、二〇才の時、安政四年（一八五七）出奔、江戸に出て、安政の大地震のあと復興景気のエネルギーを眼のあたりにして、その志を強めた。この時はいったん富山に連れ戻されたが、両親を説得、翌年江戸に赴き、玩具問屋に住みこむなどして、「玩具の露物（雛人形のような季節の商品）」の江戸市中における行商で商人生

活をスタートした。

ついで日本橋の両替商（兼乾物小売）の広田屋林三郎通称「広林^{ひろりん}」に手代として入店。ここで富商たるべく両替業務に励み、これに大いに通曉した。しかし、数年足らずで、奉公人としての出世は容易でないことを知るにいたり、文久三年（一八六三）の夏、価値の急落していた文久銭を買い集め、北陸で販売し一攫千金を試みた。だが、この投機的事業に失敗し、深刻な挫折を経験している。⁽⁵⁾

この挫折を機に大いに発憤し、元治元年（一八六四）三月、独立を計画し、日本橋・人形町に銭両替店（「安田屋」、鯉節・海苔小売を兼営）を開業した。この両替店の経営は、零細であったが、立地条件が恵まれたほか、彼の高い選銭能力に加えて、現金収入のある銭湯や同業の銭両替店などを早朝からこまめに歴訪したこと、労力と手数を嫌わず大量の銭を搬送したことなど、によって日々着実に利益を手中にした（とりわけ比較的良質の銅四文銭（文久永宝）と鉄四文銭（寛永通宝）の取引・選銭に能力を発揮した）。また早々と預金・貸金の業務にのり出している。ちなみに、彼の回顧談によれば、金利は、預金は七%以下、貸付は一八%以上であった。⁽⁶⁾

創業翌年の慶応二年（一八六六）の春になると、江戸における幣制の混乱と治安の悪化が表面化しはじめ、既成の両替商の活動が抑制されるようになったから、安田屋のような銭両替商の積極的な経営は報われるにいたり、業績が向上し、ほどなく安田屋善次郎は、両替町組の肝煎に選ばれている。安田屋の銭の小売（取引）の日商は、当時の銭両替では数少なかった二〇〇両の水準に達したようである。貸金と預金業務も増大し、翌慶応三年正月の決算残高では、貸金残が八八三両余、預金残が五四三両に達している。⁽⁷⁾ だがもとよりいまだ小規模なものである。

(2) 安田商店の設立と大政官札

零細な銭両替で出発した安田屋も、こうした経営の成長をみて、慶応二年四月一日、日本橋小舟町三丁目一〇番地に店舗兼住居を移転し（店舗の買付代金は四五〇両）、ほどなく「安田商店」と称した。この店が、のちの安田銀行の前身である（現みずほ銀行小舟町支店）。開店期から起算する自筆の安田商店の決算記録（小舟町安田商店「第老期実際考課状」明治一三年、としてまとめられている毎期決算書）が現存しているので、以後の安田商店の経営と資本蓄積は、かなりの程度まで説明することができる。

小舟町の安田商店の店舗は、二階建十数坪土蔵付きで、かつて奉公した広田屋の二軒おいた隣りで、金融センターたる両替町（現在の日本銀行の場所）や三井越後屋呉服店・三井両替店からもほど近く、念願の地である。当時この一带は、両替店のほかは鯉節・砂糖・海苔・茶・豆腐・下駄・袋物・足袋・金物・小間物・傘・笠などの小売店が軒を並べていた。両替商では、同じブロック内に広田屋や亀清などの銭両替店があったが、この頃に休業ないし廃業しており、善次郎の「安田屋」がとって代ったわけである。

さて新店舗開業翌月の慶応二年五月には、江戸市中で米屋の打壊しがおこり、有力な本両替店はじめ銭両替店には休業・閉店が相ついだ。そのなかで安田屋は、場所がら脅迫や強盗の相つぐなな屈せず営業し通したので、しぜん銭両替から金銀両替（金、銀貨取引、一〇〇両・五〇両・二五両の鑑定・封印業務が重要であった）の業務が増大し、三井両替店などの本両替商との取引も始まっている。銭の小売（取引）は薄利であったが、金貨の「包み賃」すなわち両替の鑑定・手数料は一〇〇両包（二分金）一個で銀二匁で、利益が大きく、経常収入は次第に銭から金銀両替に発展した。善次郎は、積極的であるとともに周到で、資金不足のさいの「時借先」として、かつての大伝馬町の紙店「伊勢七」に依頼し、ついで本両替の中井新右門に資金供給先を乞うている。⁽⁸⁾

小舟町店開業ののち、ほどなく幕府御用の古金銀の取引に恵まれた。慶応二年から幕府は、天保以前の「古金貨」を

通用停止とし、これにともない本両替商にたいし、新貨（一般に「万延二分金」）との引替業務を委託し、促進をはかったが、容易にすすまなかつたので、営業中の安田善次郎に、三〇〇〇両を貸与し、一〇〇〇両につき一両の料金でこれを依託し、同時に一般の必要にも応じさせた。「万延二分金」は品位が劣るが、携帯・保存にも便利で、治安の悪化した市内では効用が大きく、この業務は二・三カ月で、五〇〇〇六〇〇両の利益をもたらし、善次郎にとって、「終生忘れえざる」繁忙の日々となった。

幕府御用の古金貨引替は、古貨幣や金銀地金の保有が変動期に確実な利殖の手段となることを改めて認識させる機会となった。善次郎は、以後ひきつづき天保・安政の古貨幣や地金の買付を継続し、安田商店の重要な収入源となっている。改元以後には横浜の両替商、西村喜三郎や洋銀両替商の石井徳三郎（石井商店）と直接取引を活発に行っている。当時安田善次郎は、ほかにあたかも競争相手がなかったように回顧⁹⁾し、これに追従している文献が多いが、これは誤りである。前述の幕府御用の両替業務は、三井組も引受けており、慶応三年の江戸両替店は、三〇五貫八三五匁（約五〇〇〇両）という多額な利益を計上している。¹⁰⁾

(3) 明治初年の大政官札の取引の実状

さて、明治維新後まもなく試験とともにも大きな機会となったのは、太政官札の取引で、安田善次郎の成功は非常に有名である。しかし、「太政官札の買占めで巨利を博した」（『日本近代史辞典』東洋経済新報社）というような記述は誇張であり、事実と違っている。筆者は既刊の『安田財閥』第一章のなかで、この時期の毎期の「勘定上帳」の分析・考究を試みたが、明治初年の同店の資本蓄積の概要は、以下のとおりである。¹¹⁾

明治元年（一八六七）十一月、維新政府発行の不換紙幣たる太政官札の流通について新政府の要請にたいし、両替町

の組仲間は一〇万両の割当て、肝煎になったばかりの安田善次郎は二〇〇〇両を引受けることになった。当時の彼にとって、これは非常に大きな負担であったという。太政官札は、周知のように間もなく下落し、翌年春には五〇両まで下落した。

これにたいし善次郎、「此の時には私も大難」であったと回想しているが、同時に、いずれは政府の何らかの措置があるかと信じ、太政官札を担保に貸出しを続け、とうとう四七両まで取引を継続しつづけて、結局は成功した。すなわち彼の「勘定上帳」の記録で、五月二八日の「正金札等価通用」布告が底で、六月一日の決算では太政官札の価値は六八%まで、九月七日決算では八七%まで回復し、翌明治三年一月には額面に復している。⁽¹²⁾

太政官札の取引について『安田善次郎伝』は、政府の布告の「一日か半日前に逸早く之を漏れ聞き」「多額の紙幣を買込」み、大いに儲けたらしい、と記している。⁽¹³⁾だが、直前に情報をキャッチしたにしても、当時の安田商店にはそれ程資金や信用があつたわけではないから、この説は当らない。

太政官札の取引にかかわつた明治二年一月から翌三年七月までの間、安田商店は四回の決算を行っており、この一年半の利益は、一万四三〇八両余となる。⁽¹⁴⁾しばしば伝えられているほどの巨額にはほど遠いが、しかしもとより従来の銭両替の規模からみればかなり大きい利益額であつた。

明治三年（一八七〇）に安田商店は、質屋営業を開業し、五年二月二二日には、「御天稗願下げ御冥加金六十両差出」、念願の本両替の免許を受けている。⁽¹⁵⁾当時の安田商店は、多角経営で、一時は人参取引を産地の栃木県の鈴木要三と共同で営み、また明治三年末には銀座で「安田油店」を経営したりしている。しかし、油店は明治五年二月の京橋・銀座の火事で全焼し、まもなく廃業している。⁽¹⁶⁾

安田商店の小舟町の店舗は、明治六年一二月の火災で類焼したが、すぐに洋風をとり入れた店舗の建築に着工、翌明

治七年六月に完成開業をみた（当時の店員は二二〇三名である）。この頃から安田商店の預金・貸金業務が活発化した。善次郎は、各地との為替取引にのり出し、大阪の逸見商店（逸見佐一郎）との為替取引を積極的に試みている。こうして安田商店は、銭両替店から本格的な金融業者に成長した。

(4) 公債取引と官庁預金

安田善次郎に、新店舗の移転後ふたたび機会が訪れる。この時期に大量に発行された公債がそれで、この公債取引こそ大きな利益と貸付業務の急増をもたらした。

明治政府は、明治六年から九年にかけて、藩債整理公債（六年三月、新旧合計二三三九万円）はじめ、金札引換公債（同上、六六六・九万円）、秩禄公債（七年十一月、一九三三・六万円）そして金禄公債（九年八月、一億七三八一万余）と各種の公債を発行し、これらは市場にあふれ、価格が低落したことは、よく知られている通りである。だが、これらの公債は、旧公債をのそくと確定利付であつて、物価が上昇しても公債市価がそれ以下の水準に下落すれば、利回りが上昇するから、機敏な金融業者にとつてはすこぶる有利な資金運用の対象となつた。

安田善次郎は誰よりも積極的に取扱ひ、なかでも五分利付の秩禄公債（三カ年据置、一〇カ年賦償還）にたいして大いに資金を運用している。⁽¹⁷⁾ 彼自身、後年、公債取引の有利性について、こう回想している。⁽¹⁸⁾

公債発行の時は両替屋は面白かつた。新公債は五分利付でありまして、それが出た時の相場は百両が四十二・三両、旧公債が無利息五十年賦で終ひには二十五両位。それから秩禄公債は一割と八分利付とありまして、一割は鹿児島に限りませんが、それが八十両位。八分利付が六十二・三両。……私は買ひも売りもしなかつた。唯之を抵当にとつて金を貸す。一方か

表1-1 安田商店手持公債高

(単位：円)

決算年月日	記帳価格			額面額			
	株(金)簿公債	新公債	旧公債	合計	株簿公債	新公債	旧公債
17回 明治7年1月3日		220.00	18.00	238.00			
18 7 1	59,368.00	7,918.00	7,647.50	15,565.50		14,800.00	43,700.00
19 8 1 3	80,739.75	19,372.00	16,744.00	95,484.50	7,100.00	35,875.00	104,650.00
20 7 3	98,780.00	28,482.25	20,706.13	129,928.13	95,550.00	48,275.00	111,258.00
21 9 1 3	98,417.50	39,072.00	21,565.50	159,417.50	123,475.00	70,400.00	130,700.00
22 8 3	138,352.50	2,028.25	15,200.00	115,645.75			
23 10 1 3	111,845.21	47,423.13	14,850.00	200,625.63			
24 11 1 3	100,980.77	1,214.84	8,100.00	121,160.05			
25 7 3	54,624.00		9,345.00	110,325.77			
26 12 1 3	(金) 24,300.00		8,545.00	87,469.00			
27 7 3	(金) 100,710.00		8,545.00	109,285.00			
28 13 1 3	(金) 100,740.00		7,745.00	108,485.00			

(出典) 安田商店「勘定上張り(第17回～第28回)より作成。
(備考) (金)は金株公債の保有高。

らは預かると云ふことを一生懸命致して居りました。これは余程儲かった。

実際には右の談話とちがって買付をも行っており、明治八年三月には栃木県の鈴木要三とともに県下一帯で多額の株
 禄公債を買っている。また翌九年一月一日には、新設の三井銀行から佐々木八郎名義の株禄公債を買った記録がある。¹⁹⁾
 いずれにしてもこの時期の安田商店の公債取引は(表の1-1を参照)、当時の経済界で安田善次郎の存在を一躍知ら

しめるめざましいものであった。明治八年八月の新公債元金払戻し、翌九年八月の新公債・秩禄公債の抽籤償還にさいしては、第一国立銀行の澁沢栄一、三井銀行の三野村利助と斎藤専蔵、ほか田中平八、大倉喜八郎らとともに、高額所持者の総代二人うちの一人に選出され、東京府庁から抽籤の立会人として呼び出しをうけている²⁰。

さて、明治八年以降の公債買付には数万円単位の多額の資金が必要であるが、その大半はこの時期から預託されるにいたった官庁の預金があてられている。官庁預金は、日銀設立にもかかわるので、ひととおり述べておく²¹。

安田善次郎として、金融業務の拡大のために機会あることに政府の為替御用の引受けにとめていた。だが、伝統的な御為替組の三井・小野・島田あるいは第一国立銀行ら有力銀行との競争のもとで、容易に成果が得られなかった。ようやく明治七年秋になって、司法省の為替御用を得ている。すなわち同年四月二〇日司法省会計局と「金銀取扱御用」の仮契約を結び、一〇月一八日辞令の交付を得、この日安田家は赤飯を炊いてこれを祝っている。一〇月二〇日には新公債八万三〇〇〇円を保証金として納入し、四万一五〇〇円を預っている²²。善次郎と司法省との関係については、土佐出身の大木喬住のはからいによるとの伝聞があり、安田商店との若干の「時貸」もある。正しいと思われるが、詳細は不詳である。ついで明治八年八月東京裁判所の許可をえた。ほかに重要な取引先は栃木県で、同八年四月出願、一二月一九日に調印の運びとなっている。栃木県は地元鈴木要三が、県令の鍋島幹とともに尽力している。安田善次郎は、当時交通が不便であったが、栃木県一帯に営業を拡大する構想をたて、明治九年七月に栃木支店、ついで宇都宮支店も開設されている²³。

(5) 第三国立銀行と安田銀行の設立

安田善次郎は、改正国立銀行条例が制定されると、さっそく明治九年（一八七六）八月、第三国立銀行を設立し、数

表 1-2 第三国立銀行主要持株および役職
(明治11年正月)

株主名	持 株	役職 (明治20年まで)
安田 善次郎	850	頭 取 (明治15年監督)
河崎八右衛門	320	取締役
市川 好三	130	取締役 (明治16年辞任)
小田平兵衛	100	(明治16年取締役)
安田 忠兵衛	50	支配人
川崎 真胤	50	取締役
鈴木 要三	50	
松下一郎	50	(明治16年取締役)
平林 仁平	50	
長谷 清	30	取締役
小井 年保	30	
井 阪 泉	30	
矢島 嘉兵衛	30	
内林 永成	20	
前橋 為三郎	20	
真木 成純	20	
安田 善悦	10	
安大 増勤	10	
西井 喜三郎	10	
森村 登喜太	10	
村上 光雄	10	
栗原 信近	10	
ほか10株未満	35人 (110株)	
計	57人 2,000株	

(出典) 『第三国立銀行株主名簿』(『安田保善社とその関係事業史稿本』666頁所収) による。

引先として既知の小田平兵衛を支配人とする大阪支店が、明治一一年九月には金銀貨の取扱いを主とする横浜支店が、それぞれ開業している。このように第三国立銀行は、安田善次郎および安田商店の実質的には支店ないし子会社であった。安田善次郎頭取のもとの支配人の忠兵衛は、善次郎の眼がねにかなった、富山出身の妹婿で、明治初年を通じて善次郎の分身であり続けた。

年足らずで経営を軌道にのせるに及んで、銀行家としての評価が確定した。⁽²⁴⁾ 設立計画にさいしては、資本金二〇万円をめざしたが、その調達は難渋しており、最後の出資者は、安田一族合計の九万四三六一円のほかに、川崎八右衛門と身近な市川好三（山梨県出身の米穀商）、鈴木要三ら限られた人々である（表1-2参照）。このグループは、のちの日本銀行の創立時の出資応募者でもある。『全伝』によれば明治九年八月二日大蔵省当局に願書提出、九月一四日付「第三国立銀行」の名称のもとで大蔵省の認可を得た。⁽²⁵⁾

第三国立銀行の店舗は、日本橋小船町の安田商店の向い側の善次郎購入の蔵を改修して、明治九年一二月営業を開始している。当初の行員は、支配人の忠兵衛以下安田商店からの若干の移籍者をふくめて二十数名である。翌年二月、取

表 1-3 第三国立銀行創業期決算（明治11年～15年）

（単位：円）

勘 定 科 目		明治11年 6 月 (第 4 期)	明治13年 6 月 (第 8 期)	明治15年 6 月 (第12期)
(資 産)	政 府 へ 貸	214, 272	310, 321	331, 342
	紙幣抵当公債証書	119, 650	251, 168	—
	諸 公 債 証 書	55, 022	59, 152	331, 342
	発行紙幣抵当代り金	39, 600	—	—
	人 民 へ 貸	284, 102	575, 718	697, 734
	貸 付 金	180, 030	234, 075	336, 167
	当 座 預 金 貸 越	50, 742	168, 973	140, 990
	当 所 割 引 手 形	4, 100	29, 252	72, 976
	他所代金取立手形	—	1, 500	2, 855
	諸 買 入 元 金	49, 050	120, 719	—
	荷 為 替 金	180	8, 900	7, 080
	預 ケ 金	—	12, 006	7, 107
	他 店 へ 貸	21, 825	137, 716	114, 124
	補 正 勘 定	10, 595	3, 452	—
	銀 行 所 有 物	2, 186	9, 276	19, 156
	金銀有高(勘定)	104, 857	174, 997	404, 976
(そ の 他)	—	344	—	
(負 債)	政 府 ヨリ借	19, 057	9, 917	19, 950
	人 民 ヨリ借	390, 820	743, 398	869, 805
	発 行 紙 幣	159, 886	239, 644	239, 571
	定 期 預 金	51, 455	62, 937	62, 835
	当 座 預 金	53, 722	135, 880	452, 054
	振 出 手 形	10, 750	6, 070	21, 345
	他所代金取立手形	—	70	1, 360
	支 払 銀 行 手 形	14, 965	36, 554	53, 445
	別 段 預 金	100, 041	262, 241	16, 774
	他 店 ヨリ借	3, 031	71, 823	252, 535
	株 主 ヨリ借	203, 538	344, 000	380, 000
	株 金	200, 000	300, 000	300, 000
	積 立 金	2, 915	40, 000	67, 000
	新 築 費 積 立 金	623	4, 000	—
	大阪支店別途積立金	—	—	5, 000
	損 益 勘 定	21, 392	42, 395	45, 479
合 計	637, 840	1, 211, 535	1, 567, 770	

(出典) 『富士銀行百年史』別巻、419頁より作成。

(備考) 資産のうち、(その他)は期限過の貸付金および諸勘定と記されているものである。

参考までに第三国立銀行の創業期（明治一一年上期から一五年上期）の貸借対照表を掲げれば、表1―3のとおりである。これによってみると、固定資産を極力少額におさえ、紙幣の発行と公債抵当の貸付金そして諸公債の買付によって、創業期から着実な業績向上が目指されている。なお、創業当初の保有公債および貸付金の過半は、安田商店のそれを移転したものである（ただし、官金の預託は移転されず、とるに足りない）。また、横浜支店を開設したのち、同行は金銀貨を大量に扱って、（投機をしていると）世間の噂になっているが、それも事実で、善次郎は、第三国立銀行で積極的に古金銀の収集と買付を行っている。

これにたいして安田商店の方の経営をみると、第三国立銀行を設立したのちは、伝統的な両替はじめ諸事業を営んでいたものが、明確に銀行業務に主体とする金融機関とに移行するようになった。いま安田商店（末期）の明治九年八月から明治一三年一月にいたる決算の推移（要約）をみれば、表1―4のとおりである。明治一〇年期（一年決算）に貸付金・預金そして公債など資産勘定が著しく減少しているのは、第三国立銀行への移管のためで、顧客先も多くを譲っている。しかしその後、安田善次郎は、安田商店の貸付および預金業務（官庁をふくめて）の拡大につとめ、とくに従来多かった「時貸金」にかわって「抵当貸付」が増大するにいたっている。表の貸付には第三国立銀行や峰沢商店（従来の銭両替を営む）など関係の深いものへの融資は含んでおらず、これらを加算するとこの時期末の貸付金は三五万円余となり、資産総額の約五〇％を占めるようになっていた。

なお、安田善次郎は、明治五・六年頃から土地はじめ不動産を活発に買付けようになるが、不動産は第三銀行の方でなく、もっぱら安田商店の資産に計上される。ここではたち入らないが、²⁷「有利確実な資産としての不動産の投資」は、安田商店Ⅱ安田銀行の重要な特徴をなすにいたる。安田善次郎の不動産取引の特徴は、土地については、場所に適した建物を作って賃貸しつつ保有するなど、もっぱら土地の収益性を重視するものであった。かつての行商から銭両替

表1-4 末期における安田商店の決算の推移

〔貸之部〕

(単位：円)

決算期	現金	古金銀	公債	貸付金	株式	地所	取立手形	第三銀行	その他	合計
明治										
9年上期	2,824	1,134	115,646	170,531	81,000	20,314		栃木支店 (13,604)	17,999	423,053
9年下期	4,348	1,876	200,626	250,501	81,000	20,000			29,595	587,946
10年期	15,257	17,569	120,160	115,176	88,257	24,066			6,222	400,971
11年上期	5,892	3,739	110,306	198,978	94,361	21,662		43,000	11,851	504,224
11年下期	16,984	3,445	87,469	368,978	117,888	21,144		84,500	16,491	733,265
12年上期	7,463	7,586	109,285	279,368	128,070	22,732		5,094	28,570	608,398
12年下期	41,950	11,648	108,485	334,002	130,190	39,925		17,000	26,374	716,029

〔借之部〕

決算期	資本金	官庁預金	定期預金	当座預金	支払手形	借入金	積立金	その他	合計
明治									
9年上期		50,000	255,016	37,358		(50,822)		29,858	423,054
9年下期		291,935	73,313	36,228		(135,050)		51,220	587,946
10年期		100,000	125,206	91,977	12,149	41,976		19,364	400,971
11年上期		100,000	72,097	230,282	70,236	8,654	1,650	13,570	504,224
11年下期		100,000	233,101	287,795	40,254	17,113	3,000	28,871	733,265
12年上期		135,000	196,600	142,117	92,104	6,093	5,000	17,389	608,398
12年下期		150,000	103,845	254,648	82,389	8,646	10,000	30,705	716,029

(出典) 安田商店「勘定ノ上帳」(第22回～第28回)より作成。円未満は四捨五入。

(備考) 1.〔貸之部〕の「貸付金」は、「貸付金」「時貸金」のほか、個人名の貸付を加算した。

2.〔貸之部〕の「その他」は、諸支出勘定および補正の合計である。

3.〔借之部〕の「借入金」は、明治9年上・下期の場合は、「他店」勘定であり、10年以降は、取引先の名称で記載されているものを合計した。

4.〔借之部〕の「その他」は、諸収入勘定および雑益、繰越金の合計である。

以来、市中をくまなく歩き、町々の生活に通じていた成果である。この間明治一〇年（一八七七）四月、銭両替業を廃止し、安田屋以来の奉公人第一号の峰沢徳兵衛を独立させ、峰沢商店を開店させ、その後も同店に必要な資金を貸与し続けている。

以上のような経過をへて、安田善次郎は、明治一二年末に安田商店を安田銀行に改組、「合本銀行安田銀行」（資本金二〇万円）が一月二六日に設立認可された。もつとも同行は、合本といえ、「安田善次郎一己ノ資産ヲ以テ官省ノ為替方貸附金預り金為替等ヲ営業セシモノヲ此度改メ合本銀行ノ旨趣体裁ヲ以テ銀行ノ業ヲ経営」（同規則）と記されているように、実質的には安田家一族による合名会社であった。

ともあれ、明治一三・四年当時において、安田善次郎は、第三国立銀行と安田銀行という二つの銀行の設立と経営とに成功した。前者が、公債証書取引で地金銀売買および一般の金融業を主体とするにたいし、後者は、官庁府県の御用や同じ金融でもプライバシーを重んずる預金貸金、不動産などを主として扱うことにするものであった。当時の環境条件からみれば、合理的ないしは非常に老練な経営方針というべきものである。

明治一四年（一八八一）春に、松方正義が大蔵卿に就任し、いわゆる松方財政に着手するとともに、中央銀行の創設を計画したのは、こうした時期のことである。

- (1) 安田善次郎についての伝記は、戦前刊行された、前掲の矢野文雄『安田善次郎伝』および戦後多大の年月をかけて編纂された『安田保善社とその関係事業史』（安田不動産株式会社内編修委員会、昭和四九年）が正伝といえるべきものがあり、またこれらの底本といえるべき安田善次郎伝記編纂所編『安田善次郎全伝』（昭和二年）がある。これらのほか、数多くの人物論、小伝、さらに自伝があり、さらに関係会社の社史において人物と活動・金融はじめ諸事業の記載があ

る。これらについての紹介は、割愛したい。詳細は、前掲の由井常彦編者『安田財閥』所収の参考文献一覧（同書付録、X—XV頁）を参照されたい。

- (2) 前掲『安田財閥』第一章、二六—六〇頁。
- (3) 本稿の対象とする時期におけるこれからの諸側面については、前掲『安田財閥』第一章の三「安田商店の非金融諸事業および職制・人事」（同書六一—八五頁）で立ちいつて考察されている。
- (4) 以下本節の記述は、原則として右の『安田財閥』第一章の記述に拠っている。詳細は同書を参考されたい。
- (5) ちなみに、この投機事業と失敗の顛末は、戦前の安田善次郎の伝記には詳しく述べられていないところで、戦後前掲の『安田保善社とその関係事業史』の編者によって、考究、解明されたものである（同書、一四—一五頁）。
- (6) 安田善次郎『富之礎』（昭文堂、明治四四年）一三七頁、詳細は『安田財閥』二二—二三頁。
- (7) 同上『安田財閥』二八頁。
- (8) 同上『安田財閥』二八頁。当時三井両替店との取引が行われていたことは知られているが、「時借」関係は行われていない。
- (9) 前掲『安田善次郎全伝』巻之二、八一—八二頁。以下『安田善次郎全伝』を『全伝』と省略する。
- (10) 三井文庫編『三井事業史』本篇第一巻（三井文庫、昭和五五年）六四六頁。
- (11) 詳細は前掲『安田財閥』三六—三九頁を参照。
- (12) 同右、三七頁。
- (13) 前掲『安田善次郎伝』一六〇頁。
- (14) 第八回「勘定ノ上帳」（明治二年己巳九月七日）「有高之部」、前掲『安田財閥』三七頁。
- (15) 『全伝』巻之二、一〇九頁。
- (16) これらこの時代の非金融諸事業の詳細は、前掲『安田財閥』六五—六七頁。

- (17) 安田商店の公債買付の詳細は前掲『安田財閥』四四―五二頁。
- (18) 前掲『富之礎』一四九頁。
- (19) 前掲『全伝』卷之二、一八二頁。ただし、詳細は明らかでない。
- (20) くわしくは前掲『安田財閥』四六―四九頁。
- (21) 前掲『全伝』卷之二、一四四―一四五頁。
- (22) こうした栃木県での初期の活動については、安田善次郎と彼の事業について非常に重要である。さし当り前掲『安田財閥』四七―八頁を参照。
- (23) 第三国立銀行については、安田銀行『安田銀行六十年史』（同行、昭和一五年）、前掲『安田保善社とその関係事業史』、前掲『安田財閥』などを参照。
- (24) 前掲『全伝』卷之二、一九四頁。
- (25) 善次郎は、日銀設立の翌明治一六年に加賀・前田家の依頼で古金一五万円を譲り受け横浜で売却した。そのためか、「銀相場で大損した」との評がたち、第三国立銀行は多少の取付をうけ、明治一七年二月一日彼は顧客先を招き、事態の沈静につとめている（『全伝』卷之四、四二八―四二九頁）。
- (26) 不動産取引については、前掲『安田財閥』六七―九頁。なお東京建物株式会社『東京建物百年史』（同社、一九九八年）第一章を参照されたい。
- (27) 前掲『安田保善社とその関係事業史』七二頁。

二 日本銀行設立の経緯と安田善次郎

まず日本銀行設立の沿革のあらましを簡単にたどっておこう。

中央銀行の設立問題は、明治一四（一八八一）年九月、いわゆる松方デフレの発端となった松方正義（当時）内務卿の「財政整理ニ関スル建議」において、その必要を論じたのが最初である。同一〇月に松方正義が大蔵卿に就任、大蔵省内の銀行課が銀行局に格上げをみ、中央銀行の設立は具体的な日程にのぼるにいたった。ついで翌一五年三月一日、松方大蔵卿から三條太政大臣にたいし「日本銀行設置ニ関スル建議及創立趣旨書」が提出され、日本銀行設立の計画と方針が公表された。

この建議で、「日本帝国ノ中央銀行」（第一）は、「本行ハ官民共立ノモノトス」（第二）とされ、日本銀行は株式会社とするが、勅任の總裁・奏任の副總裁を置き、かつ民間の役員も選任されるものとされた。⁽¹⁾そして三カ月後の六月二三日に「日本銀行条例」（太政官布告第二二号）が公布されるとともに、同二七日に日本銀行創立事務委員と定款が発表され、民間側から第三国立銀行・安田銀行の安田善次郎と三井銀行の三野村利助の二人が創立委員・御用掛に任命された。株式については公式には八月、実際には七月中に募集・申込がはじまり、⁽²⁾八月中旬に満額締切り、九月一日に吉原重俊總裁、富田鉄之助副總裁以下、安田善次郎、三野村利助らの理事が内定（一〇月六日発令）、一〇月八日に日本銀行が資本金一、〇〇〇万円（半額民間出資）によって開業した。

創立計画案の登場にいたる詳細には立ち入らないが、略述しておく、中央銀行の設立自体については、明治一一年に松方正義が、万国博覧会事務副總裁としてパリを訪問したとき、フランスの大蔵大臣のレオン・サー（Leon Say）から中央銀行の設立の必要をすすめられ、同蔵相の助言で、ベルギー国立銀行を調査することにした。⁽³⁾当時ベルギー国立銀行は、ヨーロッパの先進諸国のなかで比較的新しく設立されたもので、各国の中央銀行利害得失を勘案したといわれており、⁽⁴⁾松方は同行を範として日本に必要な中央銀行を研究するところがあつた。

さて、明治一五年三月一日発表の「創立趣意書」（前文）についてみると、当時日本国内に国立銀行の設立がすすみ

本支店あわせて二百六十余行に達したといえ、国内の財政の困難と金融の梗塞は危機的な状況を脱していない。原因は、各地の大小の銀行が、散在し、「群雄割拠」の封建時代を思わせる弊害のもとにある、と論じられる。かくて「血液ヲ人身ニ循環サセルヤウナ」中央銀行の必要が提起されている。

参考までに、趣意書にみる日本銀行設立の具体的な理由の諸項目についてみると、左のとおりである（建議の全文は、『明治財政史』第一四卷（銀行〈三〉）や『明治前期財政経済史料集成』第一卷（松方伯財政論策集）などに収録されている）。

- 一、金融ヲ便宜ニスル事。
 - 二、国立銀行諸会社等ノ資力ヲ拡張スル事。
 - 三、金利ヲ低減スル事。
 - 四、中央銀行ヲ設立シ行務整頓ノ日ニ至テハ大蔵省事務ノ中央銀行ニ託シテ弊害ナキモノハ分チテ之ニ付スル事。
 - 五、外国手形割引ノ事。
- (付) 中央銀行ハ当分兌換銀行券発行ヲ許サス、之ヲ補助スル為メニ其資本金ノ半額ヲ引受ケ政府之カ株主トナル事。

日本銀行条例ノ大旨

- 第一、営業年限ヲ三十ヶ年トスル事。
- 第二、資本金ヲ壹千万円トスル事。
- 第三、資本金ハ開業前ニ於テ金五分ノ一ヲ入金セシメ、其残額ハ営業上都合ニヨリ幾回ニテモ入金ヲ命スル事。
- 第四、営業ニ制限ヲ立テ、危険ノ事業ヲ禁スル事。

第五、政府ノ都合ニヨリ国庫出納ニ従事セシムル事。

第六、兌換銀行券発行ノ特権ヲ有スヘシト雖モ当分之ヲ許ササル事。

第七、總裁ヲ勅任トシ、副總裁ヲ奏任トスル事。

第八、大藏卿ノ監理官ヲ置ク事。

第九、毎月報告ヲ大藏卿ニ呈スル事。

第十、政府ニ於テ資本金ノ半額ヲ引承ケ之カ株主トナル事。

いうまでもなく、日本銀行の設立の要旨は、第一に中央銀行として、日本唯一の発券銀行たらしめることであるが、同時に緊急な財政整理の必要から、当時一億四〇〇〇万円をこえる既発の紙幣および三四〇〇万円前後に上る国立銀行発行の紙幣を、いつきよに償却することにあつた（こうした財政整理政策の側面については、本稿はたち入らない）。

そして第二に、日本銀行をして銀行の銀行とりわけ *last resort* とし、金融を円滑かつ安定たらしめることにあり、第三には、従来民間の諸銀行に委嘱されていた政府資金の出納と管理を中央銀行に統合すること、にあつた。

さて、明治一五年三月一日の日本銀行の設立趣旨書の発表ののち、松方大藏卿以下政府当局は民間の銀行業者の意見の聴取が行つたが、その際にインフオーマルに選ばれたのが、第三国立銀行頭取の安田善次郎であつた。この点を正史たる『安田善次郎伝』（大正一四年）は、次のように特筆している。⁶⁾

松方伯が大藏卿となるに及び、痛切に之を感じ、明治十五年愈よ日本銀行設立の計画を始めた。欧米の銀行業務は書類にて大抵之を取調べ、其の研究に不足なきも、日本実際の銀行業務に至つては、最も実験ある人物に就いて其意見を徵せねばならぬ、是に於てか松方伯は、善次郎氏と数次会合して、日本に於ける銀行業務實際の便不便を聴取し、西洋式を折衷斟酌

する事となった。

右のように、同年六月末前に、安田善次郎が松方大藏卿の顧問格で、日本銀行設立問題の相談に与ったと記されている。

前項に述べたように、善次郎の経営は、貸付を極力増大するにあつたから、支払準備を補強することが不可欠で、日本銀行の設立は、願ってもない出来事であつた。だから松方ないし大藏省からの要望に応じたことは、当然のことであつた。いま明治一五年の「手控」第二号（一月ヨリ五月）から、大藏省関係の事項を拾ってみると、左のとおりである（ちなみに『安田善次郎全伝』巻之三（明治一五年の項）には、これらの事項の記載は、いっさい省かれている）。

三月九日 晴 十時出行

銀行局ニ行 局長ニ面談ス

三月廿五日 午後一時 与倉、堤、飯田、山本、渡辺ノ五書記官ト桜井敬長氏ノ来荘

四月一日 雨 在宅

山本誠之氏来訪

四月七日 十時出行

七時 山本誠之氏ヲ訪、面談ス

四月十五日 九時出行

午後一時ヨリ山本誠之氏ヲ訪談

四月廿日 晴

午後五時ヨリ松方公へ参上

四月三十日 晴

平岡 与倉ノ両君ヲ訪、面談ス

五月一日 晴 九時出行

加藤局長ニ面談

五日午後加藤君ニ約束

五月三日 晴

山本氏へ御影石五枚遣候事

五月十五日 晴

松本ヲ山本ニ遣ス

五月三十一日 第四条

日本銀行ノ資本金ハ壹千万円ト定之ヲ五万株ニ分チ一株貳百円トス、尤半額壹千万円ナリハ利付ノ金録公債証書ヲ加ヒ左ノ如ク募集スルモノトス

第一会入金 公債証書 五十円ツゝ 此高五百万円

通貨 二十五円ツゝ 此高二百五十万円

第二会入金 通貨 二拾五円ツゝ 此高貳百五十万円

十二ヶ月目

第三会入金 同上 二十五円ツゝ 此高貳百五十万円

廿四ヶ月目

第四会入金 公債 五十円ツゝ 此高五百万円

通貨 二十五円ツゝ 此高貳百五十万円

三十六ヶ月目

合計 公債証書 壹千万円

通貨 壹千万円

第六条

株金第一会入金済ノ上營業開始スルヲ得ヘシ

第七

云々（ママ）五百万円ヲ壹千万円ニ改ム

第八条ヲ除ク

第九ノ末項ヲ除ク 第一資本金ノ損失ヲ補フ

第十一条 第二割賦金ノ損失ヲ補フ

末項ニ

約定ナキ銀行諸会社又ハ商人ニ対シ貸附金ヲ為ス事

五月三十一日

午後三時山本誠之氏訪 面話ス

六月一日 晴 十時出行

午前八時松方大蔵卿ヲ訪 面談ス

同邸ニテ郷純造君ニ面談ス

〃 五時ヨリ加藤濟君ヲ訪テ面談晩食ス

手形条例ノ草稿（省略、後に掲げるニ筆者）

右のように安田善次郎は、明治一五年三月から大蔵省との間の接触が始り、五月末には本格的になっている。彼にとって、政府からの協力要請は非常に光榮であつたに相違なく、六月末の創立事務委員（御用掛）の任命を前に、六月になると、別に「手扣」第三号（明治一五年六月ヨリ同八月）を編んでいる。第三号は、前号よりも格段に丁寧な筆で、内容も充実している。

六月五日からの記述を、第三号によつて続けければ、左のとおりである。⁽⁸⁾

六月五日 晴

午前八時 与倉君ヲ訪、面談

〃 松方君ヲ訪、面談ス

六月六日 晴

午後二時ヨリ川崎氏ノ招ニ応シ回向院ノ勸進角力ヲ視ル 与倉、渡辺、飯田、山本ノ四君ト俱帰路梅屋敷常盤楼ニ於テ晩宴ス

六月七日 晴 九時

司法省ニ行 大蔵省ヨリ照会ノ件

五月九日 雨 十時

午前七時 松方君ヲ訪、面談ス

松本 山本氏ヲ訪テ面談ス

六月十日 晴 八時出行

午前七時 山本誠之君ヲ訪、面談ス

六月十一日 雨 日曜日

午前八時 松方君ヲ訪

〃 与倉君ヲ訪、面談ス

六月十二日 晴

午前、山本、渡辺、飯田、市川、桜井ヲ回勤ス

〃 銀行局長ニ面談ス

六月十三日 九時出行

午前九時ヨリ銀行局ノ検査アリ

六月十四日 八時出行

昨日ヨリノ検査

六月十五日 晴 九時出行

七分公債証書 貳万円 加藤氏江談話

此代金 壹万四千四百円

内四百円入ル

引^ズ 金壹万四千円トナル

此利足 九百八拾円

□ 一金千四百円下附ナル

引^ズ 金 四千廿円 利徳^カ

平岡 町野ト貸倉会社ノ規則ヲ綴ル

午後五時 加藤君来訪、晩飯ス

六月十九日 晴

加藤君ヲ訪 面談ス

六月廿一日 晴

午前八時 加藤銀行局長ヲ訪談

六月廿四日 雨

午前八時 加藤君ヲ訪談

〃九時 横浜税関二行

(午後) 農商務省 命令ヲ解カル

日本銀行定款

第一章 日本銀行組織ノ事 六条

第二章 資本金積立金ノ事 十四

第三章 銀行營業ノ事 十三

第四章 實際報告及利益金分配ノ事 六

第五章 行務綜理ノ事 十四

第一節 職員組織 十四

二節 總裁副總裁 四

三節 重役集会 三

四節 監事集会 三

五節 銀行總會 三

六節 割引委員

六章 監理官

七章 株主總會

八章 総則

二

三

十三

三

八十九條

六月廿六日 雨

午前八時 辻金五郎氏來談

第三銀行ノコルレス原稿ヲ視

第一条但シ中 約定外之貸借

但シ定額以上ノ貸借ヲ為サント欲スルトキハ便宜照会シテ双方ノ都合ニ依リ照会濟ノ上ハ此定額以上モ貸借スル事ヲ得ヘシ

此場合ニ於テハ總テ本条約ヲ履行スルモノトス、又定額内ト雖トモ金融繁劇ノ際ハ一時其振出シヲ斷ル事ヲ得ヘシ尤前以テ其旨ヲ通知シ又通常ニ復スルトキモ同様通知スルモノトス

六月廿八日 晴 九時出行

凡株式ニ屬スル權理義務ハ其株券ニ附促スモノトス

株券讓与売買之件 同書替手續

株主惣会投票 實際報告

大藏省ヨリ監視ノ事

株主總會ハ株主總會ノ權理ヲ表スル者トス、故ニ本社定款ニ依リ株主總會ニ於テ決議シタル事件ハ欠席者或ハ異議者ト雖トモ多數ニ必ス服従スヘキ者トス

六月三十日 曇 小雨 在荘

加藤銀行局長 来話

夕刻ヨリ柘植ヲ以テ 大蔵卿并ニ加藤君ノ大阪行ヲ横浜ニ見送ル

それでは以上の明治一五年三月から六月末までの記録から、善次郎の行動を、改めて考察・検討してみよう。三月九日に大蔵省加藤濟銀行局長を訪ねているが、これが日本銀行設立の件についての最初の接触で、ついで二五日に銀行局の五人の書記官、与倉・飯田・堤・渡辺・山本を自宅に招待している。このうち与倉守人と山本誠之の二人は、日本銀行設立事務の担当であり、以後加藤銀行局長をふくめて三人の当局者と会合を持つにいたっている。

松方大蔵卿とは四月二〇日の公邸訪問が最初で、その後五月末から六月になつて接触が頻繁となり、創立事務委員（御用掛）の任命を持たずに、安田善次郎が意見を求められていることがわかる。同じく民間で事務委員となる三井銀行の三野村利助の動向はわからないが、この時期はもっぱら善次郎が接触していたことであろう。ちなみに、金融業者としての実務経験は、前章に述べたように、善次郎は二十数年に及んでおり、年下の三野村利助（天保一四年生）とは経験と能力においても隔っていた。

とはいえ、当時における安田善次郎の第三国立銀行は、澁沢の第一国立銀行や三井銀行、さらに第十五国立銀行と比較すれば著しく小規模であつて、いくら経験豊富といえ、安田善次郎が顧問格となつたことは、やや異例な感がしないでもない。この点の考究は別の機会にゆずるが、当時の政治情勢として、薩摩出身の松方としては、井上馨ら長州閥の政治家の息のかかる第一国立銀行や三井銀行と、できれば距離をおきたがつたかもしれない。

いずれにせよ、安田善次郎は、松方はじめ加藤・与倉・山本らと会合を重ね、日本銀行設立問題にかかわる民間実務

家として信頼されるにいたっており、上記の記録から知られるように、五月末頃には日本銀行条例の草案の内示をうるにいたっている。六月一日は、大蔵省に松方を訪ね、ここで次官の郷純造とも会っているが、松方はこの頃には安田善次郎を、日銀の準備事務委員、さらに日銀設立の暁には民間出身の役員に任命する決意をしたことであろう。

さて、この三月早々の「日本銀行設立趣旨書」発表から六月末の「日本銀行条例」の成案にいたる過程で、安田善次郎ないし彼に代表される民間側の意見や要望がどのようなものであったか、さらには同条例にどのように採用ないし反映されたかは、非常に興味あるところである。もとより「日記」「手扣」の記載をたどるのみでそのすべてを明かにすることはできないが、ある程度はこれを行うことができる。いまそのいくつかについて記してみよう。

株式会社として日本銀行については、「官民共同」の資本と人事の方式で、資本金一、〇〇〇万円、官民半額出資で、一株二〇〇円、五万株の発行と定められた。五月末の草案の作成の段階で、善次郎は、資本金二、〇〇〇万円、半額民間出資については半額について七分利付公債出資などを検討している（五月三十一日）。出資についてこれらの案は見送られたが、出資については分割払込みが認められ、採用された。一株二〇〇円の額面は多額であるが、日本銀行の場合、株主が十分に信用ある有資産者が望ましいとされた。

原案から日本銀行は、厳密な意味で有限責任制とされた。これより先、国立銀行条例では、出資者は有限責任とされたものの、その他方で損失にさいしての負担は株主とされ、矛盾を免れなかったが、日本銀行条例では明確な有限責任制であった。安田善次郎は、いわば本格的な株式会社の経営における株主の権利・義務、そして株主総会のあり方を議決について、この機会に改めて学習・確認している（六月二〇日）。利益配当について善次郎は、一割以上が望ましいと考えたらしく、一割と一割二分の場合について配当支払額およびその累計を、それぞれ試算している（六月二九日）。結局、第五節でみるように、民間出資分は八分、政府出資分は六分で落着した。

新設の日本銀行の大きな眼目の一つは、手形制度の使用・普及にあり、手形条例の制定も必要視された。手形制度は、当時大輔少輔で、日銀初代総裁となる吉原重俊によって、不換紙幣の回収について重視された。ちなみに吉原は、かつて地租改正のさいに松方が租税頭の下で租税権頭をつとめた経歴を持ち、また海外留学の期間が長く、当時稀な新知識の一人であった。吉原がいかにか近代的な手形あるいは小切手の流通を重要視したかについては、吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』のなかで左のように述べられている。⁹⁾

吉原が総裁になった頃には、手形あるいは小切手によって商品の売買が行われるということは稀であった。消費者の所得の支払をうけそれによって衣食住のために必要な消費財を購入するため現金通貨を使用するのは当然であろうが、資本主義的な生産が発展してゆくためには、大量の商品の売買が設備投資あるいは在庫投資という形で企業相互間に行われなければならない。それをいちいち現金通貨で決済することは煩にたえない。そこで手形なり小切手なりが円滑に流通することが、きわめて重要な意味をもってこざるをえない。

こうした意義から、日本銀行の設立趣意書の第二およびにおいて、手形取引は日本銀行の機能として重視された。すなわち第二の「銀行諸会社等ノ資力ヲ拡張スル事」の具体策として、事業者の「割引手形ヲ以テ中央ニ至リ再割引」する途をひらくこと、公債証書の抵当貸付とおなじように資金不足を緩和しうること、また中央銀行の「割引ノ歩合」の設定によって、一般の金利を政策的に調節できる（「利息昂低ノ権ヲ掌握ス」）こと、などの利点が論述された。さらに、

第五「外国手形割引ノ事」において、貿易の拡大にともなう国際経済の面でも手形取引の不可欠なことが説明された。¹⁰⁾

安田善次郎は、もともと手形取引について鋭敏なセンスの持ち主で、日本銀行の設立にさいする手形取引の制度化は、

大いに賛成するところであり、前掲「手扣」別萃にみるように、五月末から六月初旬にかけて政府当局（とくに山本誠之と与倉守人の二大蔵書記官）と会合を重ね、手形取引条例の作成にかかわっている。以下、六月上旬の手形条例にかんする記事を掲げれば次のとおりである。¹¹

六月一日（手扣 第二号）

手形条例ノ草稿

第三十一条削除

第三十四条ノ質問

表書人ノ性質ヲ明ニスルノ項ヲ要ス

四十条質問

四十一条

良時払ヲ為替手形ト云一覽後幾日或ハ何月何日付払分ヲ約定手形ト云

六月三日（手扣 第二号）

手形条例ノ

○題名為替手形条例ト改ム

第一条ノ末ニ此為替手形ヲ別テ左ノ二種トス

第一種 甲ヨリ乙ニ渡スヘキ金員アルトキ丙ニ該金員ヲ渡シ是カ手形ヲ以テ乙ニ仕払ヲ為スト又甲ハ乙ヨリ受取ヘキ金員

アルトキ手形ヲ製シ丙ヨリ該現金ノ仕払ヲ受

六月三日（手扣 第三号）

為替手形条例

第一章 為替手形ノ性質及書式ノ事

第一条 (五行削除)

モノニシテ左ノ三項トス

第一 負債主ヨリ債主ニ送ルヘキ金員ヲ他ニ承シテ振出スヲ送金手形トス

第二 債主ヨリ振出シ負債主ニテ仕拂ヲ割引手形ト云

第三 負債主ノ其仕払ヲ約定シテ振出スモノヲ約束手形トス

手形取引にともなう信用・通信関係「コルレスポンデンス (correspondence)」の約定についても、成文化されることになった。当初安田善次郎はこの外来語に当惑したらしく、手控のなかで太字で記したりしているが、もとより取引間の約定の必要を理解し、左のような第三国立銀行の約定を記入している(六月八日)⁽¹²⁾。

一 第三国立銀行ハ老ケ年金百円ニ付金老円廿銭ツ、ノ利足ヲ附シ年両度ニ^{六月}計算スルノ約定ヲ取極ムヘシ

一 会社員ハ毎月金拾円ツ、ヲ集会ノ節出金シ月番幹事ハ是ヲ国立銀行ニ預ケ該行ノ預り券ヲ社員ニ交付スルヘシ

一 此積金ハ本会ト国立銀行ト予メ年限及相当ノ利子ヲ約束シテ預モノトス尤該約定ハ会員一同ノ承諾ヲ得テ取極ルモノトス

こうした経過をへて、「為替手形約定手形条例」は、日本銀行が開業して二ヵ月後の明治一五年一二月に公布された。

なお、日本銀行と直接関係がないが、この時期、日本銀行の設立準備と併行して、安田善次郎は「東京倉庫会社」の設立を計画しているので、参考までに付記しておく。これは、東京における最初の本格的な倉庫事業の経営案で、金融

を流通の発展のために有用として、六月末に立案したものである。あるいは政府当局との接触のなかで示唆されたかも知れない。既存の蔵施設を活用し、米穀はじめ貨物商品を大量に保管し、保管料を徴収するとともに預り証券を発行、これを抵当として資金の貸付にも供するとう、彼らしい構想であった。しかし、損害保険の未発達の当時において、火災・損傷などの損害をカバーする手段を欠くなど不備を免れず、于余曲折をへることとなった。当初の会社の趣旨と概要、そして収支予算を彼のメモ書きによってみれば左の通りである。¹³善次郎の金融にかかわる新規ビジネスの綿密な企画力にはみるべきものがあり、それは後述のように日本銀行においても発揮される。

（趣旨と概要、六月一五日）

此東京倉庫会社ハ内国人民ノ所有ニ係ル諸貨物ヲ本社管理ノ倉庫ニ預リ且保管ノ直正ナルヲ表スル為メニ一定ノ預り証券ヲ
発行シ公平ナル保管料ヲ享有スルヲ以テ目的トス

但シ本条ノ預り証券ヲ抵当トシテ割引ノ方法ヲ開キ貨物疏通ト金融ノ便利ヲ拡張為サシメンカ為メ某銀行ト本社トノ間ニ
特別ノ約束ヲナシ以テ貨主ノ便宜ニ備エ置クモノトス

（収支・利益計算 六月三三日）

本社営業ノ目的ハ第一条ニ記載スル如ク

貨物疏通ト金融便利ノ為メ設立スル所ニシテ貸庫料并ニ保管証発附ノ手数料金収入スルノ薄利営業ナルヲ以テ貨物保管中
火盗難損傷等ノ罹災アルモ本社ハ一切其責ニ任セス

倉庫数五百戸 一戸前米五百俵入此代金千五百円トシ是ニ八掛千式百円ツ、ヲ貸付惣額六拾万円ノ貸附金ヲ為ス

此利子平均一分式厘七万式千円ナリ

此一割ヲ收シテ七千貳百円ナリ

別ニ金壹千五百円証書手数料 但シ壹戸前年十二度出入ト見テ壹枚廿五錢ツ、

会社入費ノ予算

一金 貳千貳百三十二円 給料

内訳 七十円 頭取 取締役同前三十円 支配人三十円 書記十円 出納係十五円 手代三名 廿一円 簿記十円

倉庫係無給 評価係兼勤 手代三名廿一円 十円 小使二名 人名十一名

一金 千貳百円 家屋税諸費薪炭油

一金 八百六十五円 筆墨紙 印税

小計

金 四千貳百九十七円

引ノ 金五千四百三元ノ利益ナリ

(倉庫会社申合規則 六月二十四日)

一款 保管貨物ノ種類並ニ規限ノ事 三

二款 營業時限并ニ休日之事 三

三款 貨物入庫並出庫ノ事 七

四款 預リ証券之事 八

五款 藏式料並保管料之事 一

六款 預リ証券發附並ニ記録手数料之事一

七款 期限ヲ過タル保管貨物処分之事 四

八款	保管貨物ニ対スル会社ノ責任之事	一
九款	倉庫ニ屬シタル禁制之事	三
十款	輸送荷物手續之事	二
	〆三十三条	
同	定款	
一章	総則	七条
二章	資本金ノ事	四
三章	役員ノ事	七条
四章	役員職務上ノ責任権限ノ事	四條
五章	株主権利責任之事	六条
六章	株式売買譲与之事	二条
七章	役員禁例ノ事	二条
八章	株主惣会決議之事	七条
九章	純益金配当ノ事	二条
十章	簿記並ニ報告之事	二

- (1) 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』（毎日新聞社、昭和五一年）二二—一五頁。
- (2) 株式の募集は、公式発表と事実の動向の間には少なからぬ相違が生じた。この点は本稿五において改めて検討される。
- (3) (4) 前掲「松方伯財政論策集」、『明治前期財政経済史料集成』第一卷、解題。
- (5) 同上書四四〇—四四六頁による。

- (6) 前掲『安田善次郎伝』二六二—二六三頁。
- (7) 「手扣」第二号、明治一五年一月ヨリ六月、より抜萃。
- (8) 「手扣」第三号六月五日ヨリ三〇日の項に記載。
- (9) 前掲『歴代日本銀行総裁論』一八一—一九頁。
- (10) 前掲『明治財政史』第一四卷、一七一—一九、二三—二五頁。
- (11) 「手扣」第三号、明治一五年六月一日ヨリ三日の記載。
安田善次郎は、手形取引ないしその改革について、鋭敏なセンスと自身の意見の持ち主であつて、これより前明治一〇
〜一年に摂善会において自身の改善案を提出し、第一銀行の澁沢栄一と論争したりしているが、ここでは立ち入らな
い。前掲『安田保善社とその関係事業史』(五二—五五頁)を参照。
- (12) 同右、六月一三日の記載。
- (13) 同右、六月一五日、六月二四日の項に記載。右の計算には若干の不整合がみられるが、原文通りに記載した。

三 国庫金取扱の改正問題

中央銀行としての日本銀行の設立は、第一、三井、安田など民間の有力な銀行によって歓迎されたといえる。しかし、既述の日本銀行設立趣意書によって明らかにされた日本銀行の機能は、すべてが民間銀行に有利なものではなかった。なかでも、唯一の発券銀行にとどまらず、政府資金の一元的な出納・保管の機能は、民間業者の利益に反するものであった。

すなわち「日本銀行設立趣意書」の第四項は、

第四、中央銀行ヲ設立シ行務整頓ノ日ニ至テハ大蔵省事務ノ中央銀行ニ託シテ弊害ナキモノハ分チテ之ニ附スル事

（前略）欧州各国政府ハ常ニ中央銀行ヲ保護シ国庫ノ出納ヲ以テ之ニ付託シ、若シ官金ニ余裕アル時ハ之ヲ用ヒテ外国手形地金銀等ヲ買入レシメ、日夜注意シテ実貨回収ノ策ヲ怠ラス（中略）今若シ中央銀行ヲ設立シテ百事整頓ノ日ニ至テハ国庫出納国債償却等ノ事務ヲ分チ以テ之レニ附シ、官金ノ繁閑ヲ量リテ商業手形割引等ニ使用セシメ、以テ国庫ノ殖益ヲ図リ併セテ民間融通ノ便ヲ助クヘシ（以下略）

と記され¹⁾、ついで會計法が改正され、同一五年の七月以降、現金の取扱いは各省庁の直轄とされた。

こうした日本銀行の設立にさいする官庁資金の取扱方針の転換は、国内の金融業者にとつて大きな打撃を意味するものであった。これまで国庫金はじめ公的資金の出納と管理について維新政府は、江戸時代の制度を踏襲し、三井組はじめ有力な金融業者を為替方に任命し、原則として無利子で預託してきたのであるから、多額の公的資金は、いまだ高利貸的性格の強かつた既存の金融業者にとつて重要な資金源であった。事実、これより先明治七年は、周知のように、政府がにわかには預託先の金融業者に相應の担保の提供を求めた結果、小野、島田のような伝統的に有力な金融業者がたちまち倒産を余儀なくされる事態が生じたのであった。

安田善次郎は、おなじ明治七年に司法省の為替御用取扱に任ぜられて以来、すでに述べたように、司法省、東京裁判所、陸軍省、栃木県などの為替方をつとめてきたおり、これら政府資金を運用し、資金の貸借の拡大、急速な資本の回転による収益増をはかってきただけに、この面での政策転換は利害にかかわるところが大であった。参考までに、明治一三年における安田商店の官金保有高を官庁別にみると、表3—1のとおりである。もつとも、官公庁の現金取扱の直轄、そして将来的に日本銀行に移管するといつても、この間の具体的な手続きや段取りは必ずしも容易でなく、政府内

表 3-1 安田商店官金保有残高

(単位：円)

決算日	司法省	東京裁判所	陸軍省	栃木県	合計
明治9年1月	162,000		16,000		178,000
9 8	46,000	4,000			50,000
10 1	197,000	10,000		74,935	281,935
11 1	1000,000	7,000		18,208	125,208
7	54,000	8,200		9,897	72,097
12 1	106,000	8,000		119,101	233,101
7	115,000	1,400		80,200	196,600
13 1	80,500	6,000		17,046	103,546

(出典) 安田商店「勘定上帳」(第21回～第28回)より作成。

(備考) 円以下は四捨五入して計算。

部でも一律に決定するには至らなかった。

この時期の「日記」や「手控」をみると、安田善次郎は、政府にたいしては大蔵省当局者とともに、武井守正と頻繁に会合を重ねている⁽²⁾。ちなみに武井は、宇和島藩士の出身、幕末勤皇の志士の活動経歴の持主で、維新政府に厚遇され、外遊もしたところから、安田善次郎にとっては、政府高官かつ近代産業についての相談相手として貴重な存在であった⁽³⁾。安田善次郎の鉄道、保険、倉庫などへの投資は、武井の助言によるところが大きい。明治一五年当時、彼は農商務省大書記官すなわち次官の職にあり、会計局長を兼務していた。したがって、安田善次郎は、武井を通じてこの方面の情報を得るとともに、官金取扱について関係方面に陳情、運動を行ったであろう。

日本銀行設立趣意書が発表されて間もない四月二日、司法省為替方安田善次郎から、まず左のような「司法省為替方御用之義ニ付歎願書」が提出されている⁽⁴⁾。

司法省為替方御用之義ニ付歎願書

司法省為替方 安田善次郎

司法省為替方之義ハ該御省御創立ノ際ヨリ喜田川儀八と申者相勤罷在候処、明治七年同人義営業上莫大之損毛有之資本は勿論公私之預り金及借入金等悉皆虚無ニ属シ、其預り金借入金モ一時返済不行届場合ニ立到リ百方儘力之末、私方は従来ノ取引ニ

付司法省為替方ヲ引請該御省之御預リ金弁済致吳候ハ、平穩鎖店ニ相成、表向ノ御所分モ不受候ニ付是非トモトノ無余義依頼ヲ受旧誼難默止御用御預リ金ハ私ヨリ司法省ニ返納仕、喜田川儀ハヨリ八年賦ニ私方へ返済致候約束ニ而示談相整兩名連書ヲ以テ司法省ニ出願之上、明治七年四月更ニ私ニ該御省為替方被仰付以來難有相勤罷在候義ニ御座候、然ニ本年太政官及大藏省之御布告御達等拜誦仕候ニ會計法御改正之趣既ニ本年七月以後は御省御直轄之御取扱ニ相成候様奉恐察候ニ付、今茲ニ既往將來ヲ案候ニ最前喜田川儀ハナル者ハ司法省御創立ノ際多少之御奉公モ仕候者ト雖トモ中途ニシテ破産ノ不幸ヲ来シ、若干ノ御預リ金ニ不都合ヲ生シ私ヨリ是ヲ上納スルト雖トモ其後追々貧困ニ陥リ見ル影モナク幽^{カズカ}ニ暮居候次第、私方へ返金杯ハ先以テ無覺束事ニ御座候、然共該御省之御用相勤罷在候ニ於テハ相當之御手当モ頂戴仕、且營業上ニ取り世上へ信用ヲ得ルハ実ニ広大ニシテ商家之面目無此上私之光榮幸福ニ御座候故、永年相勤統罷在候ニ於テハ儀ハ身代回復之上返金為致候モ決而不苦覺悟致居候、然ニ前文御省ニ於テ是ヲ直御取扱ト相成私義被免候事ニ成行候得ハ、一旦ニ世上ノ信用ヲ失シ夫カ為メ營業上不可容困難出来、一時ノ反对ハ百事ニ影響シ為メニ鎖店之場合ニモ不立至難^{有カ}△最早七月ヲ以テ如何之結局ヲ見ル事哉ト積思愁結罷在候、就テハ甚恐縮ニは候得共右等之事情御推察之上格別之御沙汰ヲ以テ該御省会計法御省ニ而御着手ニ相成候義ニ候得は、小私之分從前之通私ニ取扱被仰付被下置候得ハ、自今是迄召仕候手代共其活路ヲ得、世上之信用は在来ノ通ニ可有之私ニ於テハ從前之營業モ無事ニ取統誠ニ以テ難有仕合ニ奉存候此段伏而奉歎願候也

（欄外）

「元来私共營業ト申ハ世上ニ向ヒ信用ヲ得ルヲ以テ第一ノ得益ト仕候

明治七年頃營業ニ御座候所該御省為替方御用相勤候砌ハ小野島田組等ノ破産モ有之世上何トナク御用營業ヲ為スモノハ一個ノ□□モノ、様ニ見做サレ十分ノ信用ヲ得ル事不能モ

拮据勉強シテ□之至リ適々近頃大ニ為替方營業ナル者ヲ人心ノ確信スル所トナリ是ニ因リ取引先モ追々拮伸シテ一層公私ノ□益ヲ増サント見込居候処此所ニ於テ年来ノ身情水泡ニ来シ△」

これについて四月一七日には、武井の農商務省にたいして、安田善次郎から「農商務省金銀取扱方継続ノ願書」が提出された。

農商務省は、前年の明治一四年四月、同省の発足とともに会計局現金取扱人を命じられたばかりである。さきの司法省の場合と同様、この方面の取扱い業務の受託と実行は、容易ならない実状が詳しく述べられている。

農商務省金銀取扱方継続ノ願書

私義

明治十四年四月農商務省御開設以来同省会計局現金取扱人被命難有相勤罷在候処窃ニ承候ニ、今般會計法御改正ニ付本年七月以後現金出納は都テ御省直轄ニ管主被為遊取扱人モ御省ヨリ他ノ銀行ニ被命候趣、果シテ然ラハ私共同省ノ御用は可被差許奉恐察候ニ付左ニ勤統ノ義ヲ奉歎願候、昨冬同所ニ於テ山林事務出張所ノ現金取扱方ヲ私一手ニ被命候ニ付、本年一月各地方ニ出張シテ實際取扱方景況ヲ該史員ニ尋問シテ便理ノ場所ニ代理店ヲ設ケ是ヲシテ御差支無之様取極申候得共、各所ノ内山間僻陬ノ御場所ニ至ツテハ代理店ノ引受人無之、種々ノ困難有之モ右御省ノ御用相勤罷在候上ハ一ヶ所タリトモ御不便被為在候様ニテハ不相濟事ト存、自身又ハ手代共ヲ派出シテ受托者ニ種々便宜ヲ与ヒ漸々承諾為致候向モ有之候、斯千苦万苦東奔西走仕候モ一ハ同御省ノ御用相勤罷在候義務ヲ重シ候ヘハ後日多少ノ好結果ヲ得ン為メノ心算ニ御座候、該心苦不空シテ昨今一ノ不都合モ無之整備仕候、然ニ今ヤ該目的ノ端緒ヲ開カント為スノ際前文ノ如ク突然右ノ御用御差免相成候ニ於テハ実ニ是迄ノ経営為シタル辛苦モ一朝水泡ニ帰シ、加之各地ニ約定為シタル代理店ニ於テ種々ノ不都合相釀シ意外ノ損害ヲ来スハ必然ノ事ト憂慮仕候、何卒格別ノ御仁恤ヲ以テ従前ノ通り同御省ノ現金取扱方私ニ被命置候様奉伏願候也

これにたいし農商務省では五月一三日に、資金預託先の安田銀行および自宅にたいし検査を行っている。同日の「手

扣」には左のような記載⁽⁷⁾が見出せる。

五月十三日 曇

前八時ヨリ品川君ヲ訪談

正午農商務省御預り金検査ノ吏員五名来宅但シ帳簿而已検査シテ現金ニ及ハス

ついで六月二六日の項には、左のような「山林事務所現金取扱順序ニ付歎書」⁽⁷⁾の草稿が記されている。一連の農商務省にたいする陳情書として掲げておくこととする。⁽⁸⁾

山林事務所現金取扱順序ニ付歎書

今般静岡山林事務所外拾九ヶ所、金錢取扱為換方御下命相成現金取扱順序御達成奉拝承候、就テハ各地代理店江通知シテ御達シノ趣旨ニ基キ速ニ改正可仕筈之処、遠隔之土地時日モ切迫致迎モ実施行届難奉存候ニ付当分ノ内従前ノ振合ヲ以テ取扱候様致度奉願上候、元来該事務所之義ハ山間避賑等多ク当春農商務省ヨリ御下命相成候節該地ニ派出シテ国立銀行又ハ身元髓成者ヲ撰ミ便宜代理店ヲ依頼シテ取扱来候得共、何レモ官金取扱ハ不訓ノ処ヨリ兎角帳簿ノ不整頓報告等ノ事ニモ手数ノ掛ルヲ厭ヒ彼是苦情申出候処モ有之旁、十分ノ好結果モ得サル内今般ノ御改正ヲ申送候モ容易ニ実施無覚束想像仕候ニ付、追テ各地ニ派出シテ熟議ノ上施行仕度奉存候、依而該事務所ニ御送金其外何事ニ不寄当本店ニ被仰付度、左候得ハ当本店ヨリ各取扱所ニ報道致又各取扱人ヨリ百事当本店ニ申出候ハ、直ニ御本局ニ上申可仕候ニ、報告ノ如キハ一ヶ所毎ニ區別シ上呈仕毫モ不都合無之様取計仕候間此段御聞濟被成下置候様奉願上候也

司法省と農商務省の官金取扱は、さしてトラブルもなかったらしく、結果的には安田銀行が再び命をうけたが、それらに劣らず重要であった栃木県については容易でなく、解決には時日と労苦を要することとなった。ここでは日本銀行の設立問題とも微妙にかかわっている。

既述したように、初期の安田善次郎にとつて栃木県は、彼の金融業の拡大の上に努力した重要な場所であり、明治八年一二月に為替方の指名を得、栃木・宇都宮両支店が担当、明治一二年一月における取扱残高は一一万九一〇円という、少なからぬ額に上った。⁽⁹⁾

ところがこの間、明治一年に地元の出資を中心に、安田善次郎も協力して、第四十一銀行が設立、営業を開始したが、明治一五年三月、日本銀行の設立方針が決定すると、同行の一部の役員によつて、安田商店の栃木県為替方の同行への譲渡が要請されるにいたつた。これにたいし当初安田側では、会計法改正に間もあることとして、先送りしていたが、その後六月になつて、栃木県下で勸業会社になる「公益」目的の会社の設立が目論まれ（発起人たちはさきの第四十一国立銀行の一部役員）、同社の金融業務として為替方の譲渡が要請されることになつた。これにたいし安田善次郎は、「公益」目的の会社では、本来的に為替方業務は扱うべくもないとしてこれに反論し、ここにおいて県・郡が調整に乗り出す事態となつた。

こうした状況のもとに、七月二五日起草された「栃木為替方の件」は、左のとおりの内容で、この問題の経緯について、これを詳しく知ることができる。⁽¹⁰⁾

十五年七月廿五日起草 栃木為替方之件

白石仲田ノ両君ニ対シテ

酷暑之節各位益御健勝欣賞之至奉祝候、陳者貴翰為替方之義ニ付御深節之御示諭ノ千万難有奉鳴謝候、此件ニ付小子不一心痛罷在候ニ付本月下旬ニ出翰ノ上其筋ニ罷出何等之趣意ヨリ此度之御沙汰ヲ承候訳ナルヤ拜承致候上猶愚存上申スル処アラント覚悟致居候折柄、御懇諭ニ付不取敢出翰仕度存候得共病氣未平愈ニ不至不本意ナカラ以書中小子ノ意中御参考之為メ申上候願クハ安生氏ニモ御打合ノ上宜敷御執成奉願上候

栃木県為替方之義ハ明治八年十二月被命尔来勤続罷在候、元来小子義ハ銀行營業一方ヲ以テ從來渡世致居候者ニ付候共勤務以來該管下ニ於テ著シク公益ノ事業ヲ贊助為シタル事ナシト雖トモ、然共苟モ今日父妻眷族ト共ニ生活ノ道ヲ貴管下ニ仰ク以上ハ又其義務ヲモ達シ度其志ヲ以テ金融便利ノ為メ先年第四拾一銀行創立ノ事ニ聊奔走致シタリ、尚亦資本ヲ分テ栃木ト宇都宮ニ支店ヲ置キ為替貸附等ヲ營業シテ四十一銀行ト俱ニ管下ノ金融流通ノ便ヲ助ント心懸居レリ、然ニ本年三月四十一銀行重役木村、正田、鈴木ノ三氏出京アリテ為替方ヲ該行ニ讓請度トノ談判アリ、其節三氏曰ク四十一銀行創立ノ際兄ノ言ニ管下ニ国立銀行ヲ創立シテ預リ金貸附金ヲ營業トナシ三ヶ年モ過サハ我等ノ取扱居為替方モ讓ルヘシ左スレハ確實ハ素ヨリ利益モ相応ニアルヘシノ其言ヲ信用シテ知友ニモ説諭シ、俱ニ奔走為テ四十一銀行ノ今日アルニ逢リ若其際兄ノ言ヲ信用セサルニ於テハ銀行ノ確實ナルヲ覺ラス、或ハ荏苒今日ニ至ル哉モ量ラレス依テ三ヶ年ハ既ニ經過スト雖トモ今日迄黙止セリ、乍去是等ノ情実ヲ不知ノ輩ハ陰ニ兄ヲシテ言ヲ喰ノ者ト見誤レリ、彼是ヲ斟酌シテ讓渡與ラル、ヤウ懇話アリ小生答テ曰ク實ニ其事アリタリ今此事ヲ弁護スルハ内心恥ル所アリト雖トモ又不得止ニ出ルナリ、營業上ノ情実ニ於テハ三氏共最上ノ老練家ニシテ當時此件ニ付テハ小生ト俱ニ苦慮アリシ所ナレハ夫等ハ十分御納得アリシ事ト存セシニ、今此間アルニ於テハ意中腹臆ナク吐露スヘシ、凡ソ商業ヲ以テ渡世ト為スモノ己ノ營業ヲ盛大為ラシメント欲スルハ普通一般ノ主義ニシテ何レモ此基礎ヲ謀ルハ華主ニ対シ便宜ヲ与ヘ信義ヲ以テ永ク取引ヲ望ムノ手段タルハ各位老練家ト雖モ常々經營為ス所ナルヘシ、小生ニ於ケル貴管下ハ華主ナレハ務メテ便宜ヲ謀ルノ志アルハ前文陳スルカ如シ、是信義ヲ以テ永ク取引ヲ望ムト所ナリ豈華主ノ便宜ヲ謀ル為メニ己ノ營業ヲ俱ニ讓与スルノ謂アランヤ、然トモ（欄外）然トモ當時銀行ヲ管下ニ創立セント県友ノ説諭ヲ煩シ種々ノ手段ヲ以テ透導スルノ際管下人民ノ稍信用スルハ為替方之業務ナリ、是

ヲ以テ一時ノ辟栖ト為スモ後日目的ト為ス利益ニ於テ誤ナキ時ハ決テ指支ナキモノト自信セシナリ、既ニ今日ニ至リ最前ノ目的ヨリ利益配分ハ余リアルモ不足ナキノ結果ナレハ是ニテ小子ノ罰ヲ恕スモ可ナランカ」

三氏ノ意中既ニ小生為替方ヲモ云々ノ語アルニ於テハ商業上ノ情実ニ抱ラス是非共履行為スヘシトナラハ篤ト時期ヲ勘考シテ熟談スヘシ、目今種々ノ風聞モアリ六月以後ノ政府會計法御改正モアルトノ事ナリ旁以テ追テノ事ニ為スヘシト云ヘリ、三氏曰ク悉細生等ハ承諾セリ然ナカラ一旦帰県ノ上同僚ト協議シテ確答セント其後以書面一同協議ヲ遂タル処当分要
求セサル事ニ決定致シタリ、依テ貴方ニ於テ時期ノ宜ヲ謀リ早晚讓与アラン事ヲ望トノ事ナリキ

本年五月下旬出県シテ某公ニ面謁ス、公曰ク当管下ニ勸業会社ナルモノノ發起者アリテ創立セントス、不日開業為シナハ該社ニ為替方ヲ讓ラン事ヲ望ム、該会社ハ実ニ管下公益ノ為メ創立スルモノニシテ普通ノ利益ヲ競フ会社ニアラス、依テ不得止茲ニ至レリト小生曰ク実ニ管下ニ公益ヲ起スノ会社トナラハ敬承ス、乍去愚存ニハ為替方營業ト申ス者ハ決シテ他ノ会社ニテ為スヘキ事務ニアラス恃ニ銀行者ニ限ルヘシ御熟慮アラン事ヲ乞且勸業会社ノ目的ハ如何、公曰ク管下ノ恃志者資金ヲ出シ為替荷為替貸附金等ノ事業ヲ營ミ其利益ヲ以テ株主ニ配分セス工業ヲ起シ、又ハ一般ノ公益ト認ルモノニ着手シテ永ク管下ノ為メニスルモノナリト、小生曰ク有志者ノ着目ハ美事ナリト雖トモ名実相反スルノ不都合アリ又利益ヲ配分セスシテ損失アルノトキハ株主ヨリ出金難儀ナラン、左スレハ永続如何アランカ、此頃風聞ニハ中央銀行ヲ政府ニ於テ設立スルトノ事ナリ寧口是ニ依リ該株主ト為リテ此利益ヲ配當セス彼美挙ノ資本ニ充テハ如何御堅慮アリタシト余談ニ移リ退座ス

全三十日宇都宮支店ニ一泊ス、該夜知友名來訪アリ談勸業会社ニ至ル小生ヨリ会社ノ目的ヲ問フ、數回応答ノ末同氏曰ク此会社ノ目的タリヤ他ナシ四十一銀行ノ役員率先シテ勸業ノ名ヲ籍リ其実為替方ヲ要求セン為メ而已ト、茲ニ於テ小生愕然問テ曰ク此件ハ過日該行頭取縮役三氏ノ出京シテ數回懇談ノ未当分決シテ為替方讓受ノ事ハ要求セスト談決ス、兄此事ヲ不知ヤ同氏曰ク其際本行ニ於テ協議ノ席ニ烈シ承知セリ、然トモ木村ヲ始役員一同ハ決シテ本意ノ回答為シタルニ非ス故協議ノ上此勸業会社名ヲ以テ是非共為替方ヲ請取ント、一同熱心シテ該社發起人ニ木村ノ悻ヲ始我等モ一同加名セリト、小生実ニ此語ヲ聞テ其反覆ヲ憤リ恰モ酒氣ト俱ニ曰ク、苟モ管下屈指ノ數氏ニシテ此表裏策ヲ為スハ如何、同氏曰ク單リ四十一

銀行役員ノミナラス下野一國ノ輿論ナリ兄利己主義ニ眩目シテ後悔スル勿レト、小生笑テ曰ク四十一銀行ノ營業ハ利己主義ニアラスシテ管下ノ公益ヲ謀ル義社ナルヤ、決シテ左ニアラス靜タリトモ余分ノ利益ヲ得テ配当ノ多カラン事ヲ望ムノ私社則利己主義会社ナリ、官吏ノ職務ニ從事スルト県会町村會議員ノ議論ニ於テ事件ヲ論スルニハ公平無私ヲ要スルト雖トモ会社一商家ノ營業上ニ於テハ一毛利己主義ナラザルナシ、此弁別ヲ不知ニ於テハ願クハ發起諸君ノ勸業会社ヲ止テ一大学校ヲ創立シテハ如何アラント醉言ス、又曰ク是等ハ席上ノ戯レニシテ真ニ近日何レニモ和談セン且日本銀行ノ風聞アリ云々ノ談ニ及フ、全氏モ相互ニ昨日ノ信友今日ノ敵ト為ルヲ欲セス猶明朝來訪シテ懇談セント帰宿セリ

此事何ト誤聞為シタルモノカ頻リニ小生ノ募言ヲ吐テ貴管下ノ諸君ヲ輕蔑セリト云觸ラシモノアルトカ聞ヌ

其後帰京シテ六月下旬一兩度某公ニ面謁スト雖トモ勸業会社ニ而為替方ハ不都合ナリ日本銀行ノ株主ト為リ順序ヲ以テ追々讓渡ノ運ヒヲ為スヘシト粗御決心之様承知致居候処、七月二日之新貝氏ヨリ申入ラル、処ハ四十一銀行ノ役員等ヲ呼寄タルニ付本日ノ懇親会ニ於テ和談之上速ニ為替方ヲ同銀行ニ讓渡呉トノ事ナリ、小生曰ク夫ハ思ヒモヨラヌ事ニテ如何ノ行違ニ候哉御聞誤ナラン勸業会社創立ノ上ハ讓渡呉度トノ御内意ハ承リ居タルモ既ニ此事不都合ト御見識アリテ發起人等ヲ呼寄日本銀行ノ株主ニ方向ヲ改ムル様説諭為ストノ事ハ承知致居レリ、且四十一銀行トハ尚三月云々ノ事情アリテ当分請求スル筈ナシ旁病氣全快次第出縣シテ御面談可申ト答ヒ余談ニ移リ分袖セリ、其後小林年成又ハ鈴木要三様ヨリ申遣候ニ而本月中小生出縣シテ為替方ヲ四十一銀行ニ讓渡不申ニ依テハ其筋ニ於テ不得止職務上ノ断行アルヘシトノ風聞故注意致ス様トノ事ナリ、乍併公平無私ノ縣官一ノ私立会社ノ為メニ年来勤続致來タル小生ヲ突然此断行ハ決シテ在間敷事ナリ、万一聊ノ不都合アリテ此断行アラントナラハ必ス前以テ其理由ヲ小生ニ御申渡アルヘシキハ如何様ニモ歎願シテ勤続ヲ乞ワント半信半疑病中一ノ心痛ヲ生シ居ル処、此度仲田、白石ノ兩君ヨリノ御懇書ニテ実説ナルヲ覺ヒ一層驚愕仕候、依テ県庁ニ対シ何等ノ不都合有之候哉伺候上其廉ハ何様ニモ御便理相成候様注意可致兎角御命令ヲ□有候間勤続相成候様歎願之事

管下ノ有志諸君公益ヲ起サン為メ勸業会社ヲ創立シテ此為替方營業ヲ務ト望マル、トモ決シテ行ルヘカラス、然ルニ弁解人ノ曰ク其実勸業会社ヲ創立スルモ營業ハ為替貸附金預リ金等而已ヲ營ミ四十一銀行ニ連絡シテ栃木県為替方ハ同銀行ニ托シ

彼是便宜ノ助勢ヲ為スノ見込ナリト、果シテ然ラハ一ハ條例成規ヨリ成立処ノ銀行ナリ一ハ名実相反スル營業ヲ為スノ私社ナリ、此二会社ニシテ如此不実千万ナル營業ハ不都合ノ極ナラスヤ、四十壹銀行ニ於テ為替方ヲ望マル、モ一會社ノ利己主義ニシテ他人ノ榮譽ヲ害シテモ利ヲ得ントスルノ行為ニシテ信用ヲ以テ營業ト為ス国立銀行ニハ至テ不似合ノ事ナリ

公平論ヲ以テ自負スル先生ニ於テハ下野ノ金權ヲ他管下ノ人民ニ籠絡サル、ハ遺憾ナラスヤト主義ノ何処ニアルヤヲ見認ル能ワス日本政府ノ出納現金取扱人ナレハ下野国人モ武蔵国人モ異ル事ナシ

全快次第出県之上諸君ニ御明断ヲ乞何レニカ決心可仕候、安生氏ニモ宜敷御伝言奉願上候書余ハ代理ノ者ヨリ口讀可仕候也敬 頓首

この草稿の執筆後まもなく七月三〇日に、安田善次郎は、店員でのち養子の卯之吉を栃木県に派遣し、藤川県令はじめ仲裁人たちに面会し、事態の解決をはかるように指示した。このとき同道の町野五八に託した指令を掲げておく。このなかで善次郎は、進行中の日本銀行の設立事情を説明し、栃木県の勸業会社の発起人たちを説得して、ぜひともこの機会に日本銀行の株主として参加せしめること、その上で第四十一銀行が日銀の代理店となるよう申請し、さらに県庁の為替方たるべく要請すべきことを、最上の策と説いている。同時に、日本銀行の概要と株式加入の手続きをことごとまかに説明している。なおこの文中で、まだ加入手続は広告等がされていないが、すでに申込が「満員セリ」と述べている。この点も留意に値する。

七月三十日 晴 日曜日

町野氏ニ托ス 書取

卯之吉ヲ本日午後三時ノ汽船ニ而遣シ置候ニ付同人ト鈴木ヲ伴ヒ藤川県令ニ御面会被下候、夫ヨリ白石、仲田、安生等ノ

仲裁人ニ対顔アリタシ

○何レモ先方ノ要求スル処ノ理由ヲ十分御聞取ノ上臨機応変之御答肝要ノ事ニ候

○是迄四十一銀行ヨリ示談ヲ以テ請求スルモ兎角彼是ニ托シ応セサルノ怨言アルヘシ此辞柄ト為スハ安田ハ利己主義ニ泥之管下ノ公益ヲ顧サルトノ事ナルヘシ此利己主義ナルモノハ農工商共必要ナルモノニシテ銀行会社ト雖トモ又此主義ヲ離ルヘカラサル理由ヲ説解アリタシ

○国立銀行ニ於テ他ノ会社ト連絡シ又ハ役員中ノ名義ヲ以テ法律外ノ該行ノ株券ヲ抵当ニシテ貸付金ヲ為スト事業ヲ営ムハ決而永遠ノ策ニ非ル理由及是等ハ自來政府ニ於テモ猶一層嚴重ニ取締アルヘシノ事ヲ又定度外ノ利子ヲ取ムル等ノ事

○四十一銀行創立ノ際ハ為替方ニ於テ多少尽力為シタル事ハ管下人民始政府ニモ粗承知アル処ナレハ此恩人ノ榮譽ト營業ヲ一時ニ奪フハ信用上ノ得策ニ非ルヘキ事

○目下ノ利益ヲ捨テ永遠ノ利ヲ得ントナラハ和談ノ上地方税ヲ讓請勸業会社ノ發起人ニ説諭シテ日本銀行ノ株主ト為リ該行創立ノ上四拾壹銀行ヲシテ代理店ノ名義ヲ請求シ其上県廳ノ為替方ヲ讓請ル方一挙両全ノ上策ナルヘシトノ事

但シ此日本銀行株式ハ申込多分ニテ最早満員セリ、然トモ幸ヒ過日此勸業会社ノ事或ハ方向ヲ転スルノ内談モアリシ故其筋ニ申込十万円丈ハ取置タリ、此株金入金方ハ左ノ如シ、資本金ハ壹千万円ニシテ内五百万円ハ政府跡五百万円ハ人
民ノ株主ナリ利益配当ニ差等アリ

本年九月十分ノ二、十月開業、十六年五月十分ノ一同十月十分ノ一、十七年五月十分ノ一都合十分ノ五之ヲ以テ当分營業為スノ見込ナリ、跡ハ信用資本ト為シ該行營業上必要ノトキハ六ヶ月前廣告シテ十分ノ一ヨリ不少十分ノ二ヨリ不多高ツ、募集スルモノトス、但シ壹株百円ニシテ壹名十株以上千株以下ヲ加入スルモノナリ

此銀行タリヤ日本全国ノ中以上ノ身分ニシテ人望ト信用アル確実ノモノヲ撰ミ大藏卿ノ許可ヲ得テ始テ株主ト為ルノ成規ナレハ争テ加入セン事ヲ望ムモノ多ク、既ニ条例発行アルノミニテ未タ創立許可加入手續等廣告無シト雖トモ既ニ申込ハ満員セリ、如斯確実ト名誉アル銀行ニ管下一名ノ株主ナキトキハ野州一國ノ体裁ニモ抱ルヘキ理由アリタシ

四十一銀行 頭取 ○木村半兵衛

取締役 ○正田章次郎 △瀧沢喜平次

△中嶋喜代治

県官 ○□県令 藤川為親 ○旧県官 白石磨

○△県会議長 安生順四郎

○ 郡長 仲田信亮 △警部長 松沢某

○ 勸業課長 新見某

○ 会計課長 野中景德 ○村上彌光

○ 会計課 山崎義一

(欄外) 「○中外 △向方 □味方」

安田善次郎と第四十一国立銀行との間の、栃木県の公金取扱いをめぐる紛争は、これで妥結したわけではなく、その後若干の曲折をへているが、直接日本銀行の設立にかかわる出来事ではないので、これを省略する。その後八月中旬になつて、善次郎が提案した栃木県の地方税関係についてのみ、第四十一銀行に譲渡することで、最終的な決着をみている。

(1) 前掲『明治財政史』第一四卷銀行(三)、二〇—二二頁。

(2) 明治十五年四月〜七月における武井守正との会合は、政府関係者の誰よりも頻繁である。この期の「手扣」によればほとんど毎週のように会合している。

(3) 武井守正については、『男爵武井守正翁伝』(武井守正伝記編纂所、昭和一五年)がある。安田との関係については、前

掲『安田財閥』（一四三、一四六、一五六、一六〇頁）などを参照。

- (4) 「手扣」第二号、四月二日の項。
- (5) 『手扣』第二号、四月一七日の項。
- (6) 「手扣」第二号、四月二日の項記載。
- (7) 「手扣」第二号、五月一三日の項。
- (8) 「手扣」第三号、六月二三日の項。
- (9) 前節掲載の表3—1（二〇〇頁）Iを参照。
- (10) 「手扣」第三号、一五年八月九日の項に記載。
- (11) 「手扣」第三号、一五年七月三〇日の項に記載。

四 第三国立銀行と第四十四国立銀行の合併

日本銀行の設立・開業を前にして、明治一五年八月、第三国立銀行による第四十四国立銀行の吸収合併が実現した。この合併は、日本における最初の本格的な銀行合併であった。だが、そればかりでなく、安田善次郎にとって合併の成功は、日本銀行の理事就任のためにも、名実ともに代表的な銀行家となるためにも、避け難い出来事でもあった。この合併については、「安田家文書」によって、その経過を立入って考察することができる。

第四十四国立銀行の概要を記すこと、同行は、明治一一年八月東京日本橋和泉町に開業した資本金七〇万円の、第一および第十五の二つの国立銀行につぐ、当時東京の有力な国立銀行であった。出資者は東京周辺の土族が中心で、文字どおりいわゆる「士族銀行」で、東京本店のほか、金沢・函館・小田原・桑名・直江津の各地方都市に五つの支店を

おき、全国的な発展をめざしていた。頭取は岩橋輻輔であったが、営業の実際は、支配人で、福井藩出身の政商タイプの企業家の山田慎に一任されていた。¹⁾

同行は、山田の活動の場であった北海道への投資が重視された。山田支配人は、大蔵省から銅貨三九万円の下付をうけて、これを硫黄山など北海道の開発事業に投資し、あるいは三菱会社函館支社の荷為替用の資金を函館で預って、北海道の商人にむけて融資したりした。²⁾しかし、北海道での投資の回収難と士族株主への貸付の固定化のため経営がゆき詰り、初期からの取引先であった安田善次郎にたいし、明治一五年一月下旬に救済が要請された。³⁾

これにたいし善次郎は、第三銀行の役員の川崎八郎右衛門と市川好三らと会合、第四十四銀行につき相談するところがあり、同年三月早々「町野を調査役、平岡を立会人」と定め、同行の調査を試みている。⁴⁾ところでその後しばらくの間「日記」「手扣」に第四十四銀行についての消息はとだえており、その後六月の下旬になって、安田善次郎はにわかに行の救済、すなわち第三銀行による第四十四銀行の吸収合併問題を取り上げ、七月早々に意思決定すると、短期間のうちに迅速に行動し、合併を実現している。

若干筆者の推定を許されれば、この間に次のような事情があったと思われる。安田善次郎にとっては、第四十四銀行のような交通や情報において著しく不便な遠隔地にいくつかの支店をおくような金融業の経営は、望ましいものでなく、救済やましては合併については非常に消極的であった。(このことは、のちに合併を決定すると、直ちに諸支店を閉店していることからこれを知ることができる)。だが、六月下旬になって日本銀行の創立委員御用掛に任命され、日本銀行の設立に正式にコミットすることになり、さらには民間代表の理事の人事問題が生ずるにいたって、第四十四銀行に対しても積極的な対応をよぎなくされるにいたった。また安田善次郎が日銀理事に就任するには、彼の第三国立銀行(資本金二〇万円)は、規模があまりに弱小と感ぜられたことであろう。また大蔵省当局としては、日本銀行の開業を

前にして、第四十四銀行のような有力銀行の破綻は是非とも避けたいところであり、安田善次郎に、同行の吸収合併を強く要請したことは容易に想像されるところである。

さて、明治一五年五月三日に第四十四銀行問題を協議したのち、しばらくの間は放置していたものの、七月早々には内心決意したらしく、中旬になって善次郎はにわかには活動を開始した。すなわち七月一〇日に第三国立銀行の総会を開くと、すぐに調査に着手、一三日には「(第四十四銀行の) 救済に関し、終日其の計算に従事」した。その結果「十九日午後三時から又百尺で、米倉、山田、平岡、町野の諸氏と会合して種々相談した」、⁽⁷⁾「其の二十一日も朝から熊谷、山田、米倉、平岡、町野の五氏と会し、第四十四国立銀行合併の件を賛成決定した」。⁽⁸⁾

七月一三日の善次郎による第四十四銀行の財務の計算結果の詳細は、左のように記されている。⁽⁹⁾

第四十四銀行 実算

負債之分

一〇千貳百十一円九十銭	定預り
一〇貳万八千八百八十五円	当座預り
一〇壹万五千七百五十円	振出手形
一〇十四万円	大蔵省
一〇五十六万円	受取紙幣
一〇四百五十三円五十八銭	仕払銀行手形
一〇九十一円廿銭	御用仕払限り農商務省
一〇十九万三千七百円	約定預

一〇五千貳百九十八円二十銭

別簿預り

一〇五万九百五十五円三十三銭八厘

支店よりカリ

一〇九万九千三百三十三円廿八銭

他店勘定

一〇七十四万六千貳百三十六円九十五銭四厘

株主勘定

一〇壹万五千貳百六十九円二銭八厘

上半季利益

惣計 百八十五万七千貳百八十四円四十八銭

内〇五十三万五千七百七十八円四十九銭八厘

此分年一割ノ利息

五万三千五百七十七円八十四銭九厘

△百三十二万壹千五百五円九十八銭二厘

資^マ算^マ之部

元六十二万六千九十三円九十六銭九厘

一〇六十五万九千八百四十円〇〇八厘 公債証書代価

貳万三千七百四十六円〇三銭九厘増

一〇五千円 預ケ金

一〇千三百九十円 公債買入元

一〇三千円 当所割引手形

一〇四十八円八十九銭 当所代金取立手形

一〇千百円 荷為替手形

一〇百五十五円 有高紙幣

一△參万九千百十一円九十錢五厘	支店へ貸
一△廿七万円	同 元金
一〇四千六百六十八円五十錢九厘	他店へ貸
千七百九十二円八十九錢七厘	全損雜勘定
貳万〇九百三十四円五十八錢九厘	創業入費
元千廿四円	出張所勘定
金六十一錢一厘	
〇壹万九千〇〇八円六十三錢九厘	七掛
八千四百六十六円九十六錢	元三万七千七百
五十五円十九錢九厘	元五十四圓九錢九厘
全損 貳千五百三十円七十二錢八厘	所有物家屋土藏地所
一〇四百五円四十二錢	損益勘定
一〇貳万八百九十三円十貳錢九厘	地金勘定
一 三十万六千五十七円	金銀勘定
一 千四百五円	元九万七千八百七十二円六十五錢四厘損
三千十四円損	元五十七万三千九百貸付金
元四千四百十九円	八十九錢四厘
一 五万八千五百廿五円五十一錢七厘	元九万四千九百
三万七千五百廿九円十八錢損	元五十四圓六十九錢七厘
一 拾七万八千八百六十六円廿一錢九厘	元九万四千九百
七万三千六百五十六円九十五錢	元廿四万五千五百廿三円十七錢
一 七万三千六百五十六円廿六錢	元八万四
元八万四	元六千三百四十三円七十四錢減
一 七万五千元	元八万四
五千円損	元八万四
	・印
	小田原支店
	箱館支店及出張所
	金沢支店

一 三万式千五百六十四円十一銭四厘

直江津支店

一 金三万円

四日市支店

(朱書カ)「百四十五万五千六百〇九円廿二銭」

(朱書カ)「外二四拾万千六百七十五円二十六銭損」

朱書ノ
分二口ノ 百八十五万七千式百八十四円四十八銭

外二金六万五千五百〇五円九十八銭二厘 諸積立置分前季繰越
為上半季利益金

有高共

ノ金百五十壹万七千百十五円二十銭二厘

資産惣計

□ニ負債金額

百八十五万七千式百八十四円四十八銭

差引 金三拾四万〇百六十九円二十七銭八厘

内金拾四万円直引之分

残り金 金貳拾万百六十九円二十七銭八厘

ク除 此利子壹ヶ年分 金三万〇〇廿五円三十九銭二厘 年壹五ノ割

一 五十六万円 十六年無利足 置据

内十一万式千円 準備 利無足

又十四万円 本金消却之為メ
無利足ニ而積置

引ノ金三拾万八千円

此利子壹ヶ年 年壹ノ割

三万〇八百円

○九十四万五千五百六十四円四銭一厘 年一割
九万四千五百五十六円四十銭四厘
△三十六万八千九百八十八円四十一銭一厘 年一割
四万四千三百七十八円六十銭九厘
□十四万五千〇五十六円七十六銭八厘 無利子
〆十三万八千四百三十五円壹銭三厘

内五万三千五百七十七円八十四銭九厘 預金利子

□金壹万四千円

本支店給料雑費

差引 金七万八百五十七円十六銭四厘

内七千八十五円七十一銭 役員賞与

又七千八十五円七十一銭 積立金

残金 金五万六千六百八十五円七十四銭四厘

是五千六百株ニ配ル

年一割〇一一

七月中の「手扣」をたどると、七月一四日に第三銀行において救済合併の正式決定をみたのち、安田善次郎は、七月一八日に再度、上述のメンバーと会合を開いて、この席で右の計算に若干の修正を加えた案を報告しており、また、翌一九日にはほぼ同じメンバーにたいし、合併のさいの資本金の比率を算出、披露している。⁽¹¹⁾ いま一八、一九両日の「手扣」にみえる第四十四銀行合併に関する記述を掲げれば、左のとおりである。⁽¹²⁾

七月十八日 晴 九時出行

四十四ノ再孝 百尺ニ而集会ノ事ヲ報告ス

資産ノ部 但シ負債ノ分は前ノヲ用フル事

見積 元高 名称

六拾二万六千九百九十三円 六十二万六千九百九十三円
九十六銭九厘 九十六銭九厘

五千円

千三百九十円

四十八円八十九銭

跡は同様

百四拾三万八千八百六十三円十八銭一厘 四十二万五千四百二十一円二十九銭九厘

外ニ金四万四千九百九十五円 諸積立金

二口合百四拾七万六千八百五十八円十八銭一厘

□負債高百八十五万七千七百八十四円四十八銭

内金拾四万株主直引之分

負債ト資産ト 金式拾四万〇四百二十六円廿九銭九厘 負債ノ方多
差引

利益見積勘定

○九十二万七千八百八十八円二厘 年一割ノ利子 九万七千七百八十一円八十銭

△三十六万八千九百八十八円四十一銭一厘 同壹割二分 四万四千七百七十八円六十銭九厘

□十四万五千〇五十六円七十六銭八厘 無利足 是ハ準備金之見込ナリ

此利□ 合拾三万六千六十円四十銭九厘

内金五万三千五百七十七円八十四銭九厘 預金ノ利子

又金壹万五千九拾七円七十三銭 壹ケ年入費

差引純益金 金七千五百十三円三十三銭 負債高廿四万〇四百二十二円

五万九千八百七十一円五十一銭 純益ナリ 年賦仕払金

此内五千九百八十七円十五銭一厘 役員賞与金積立金

残金 五万三千八百八十四円三十五銭九厘

之ヲ五千六百ニ割壹株ニ付年九円六十二銭貳厘

又一方百円株ヲ七十二円ト仮定スルトキハ

元七十万円ノ株ハ五十万四千円ナリ 是ニ右ノ利益ヲ配当スレハ

壹ヶ年 十円七十二銭二厘トナル

七月十九日 晴

午後三時ヨリ百尺ニ而米倉山田平岡町野ト集会ス

第三株百八十円ト見做 此額五拾四万円

第四十四株八十円ト見做 此額五拾六万円

合百拾万円 壹万株

是ヲ株ニ付金百拾円宛ニテ新加入スルトキハ合金百拾万円

さらに「手扣」七月二二日においては、第四十四銀行について、最終的な計算結果を作成している。左に掲げるもので、⁽¹³⁾この成果によって、合併問題の処理は最後のな落着をみている。

七月廿二日 曇

四十四ノ見積計算

一負債之分百八十五万七千七百八十四円四十八銭
一資産之分百五十三万九千六百四拾五円九十三銭

差引三拾貳万七千六百三十八円五十五銭

内十四万円直引ノ分

引 残十八万七千六百三十八円五十五銭負債高也

十六年賦 五千八百六十三円七十銭ツ、

○九十四万四千五百十五銭一厘 公債証書利子他支店預ケ金等年一割ノ收入 九万四千四拾一元五十一銭五厘
△三十七万五千九百八十八円四十六銭壹厘 諸貸付金年壹割二分收入 四万五千百十八円六十銭九厘

□十五万七千七百三十六円三十八銭六厘

合計百四十六万八千三百三十九円九十四銭八厘 收入利子 拾三万九千百六十円十二銭四厘

内 五万七千貳百廿八円四銭六厘 諸預リ金利子

又壹万五千九十七円七十三銭 月給其他諸入費

又五千八百六十三円七十銭 負債十八万七千六百余円ヲ十六ヶ年賦仕埋金

差引純益 六万九百七十円六十四銭八厘

内 六千九十七円六銭五厘 役員賞与金

残金 五万四千八百七十三円五十八銭三厘

是ヲ五千六百株ニ配当スルトキハ壹株ニ付九円七十九拾九銭^(ママ)

明治十五年七月廿二日第三国立銀行株主臨時會議ニ於テ第三銀行ト第四拾四銀行ト合併スルノ會議ヲ起スニ、当任ノ頭取
取締役ヨリ第三銀行株主各位ニ呈スルノ考案左ニ陳述ス

本年一月十日本行株主定式惣会ニ於テ昨年下半年間營業況況及利益金配当ノ事等御協議決定之未頭取諸取締役ノ発意ニ而本行資本金三拾万円増加之事ヲ試ニ御相談申上候処、株主各位ニ於テ幸ヒ御賛成アルニ因リ追テ臨時惣会ヲ開キ該件ヲ篤ト御相談可申上筈ニテ散会セリ、然ニ其後二月上旬第四拾四銀行ヨリノ米倉一平氏ヲ以テ該行ヲ第三銀行ニ併セ呉レ間敷哉ノ内談アリ、尔来当任者ノ応答数度ニ及ヒ本年五月八日本行懇親会ノ節其荒増ヲ株主各位ニ報道シテ予メ御聞置ヲ得タリ、尚四十四銀行ニ於テモ臨時惣会及格段會議ヲ以テ決議ノ上表面該行ヲ第三銀行合併セン事ヲ依頼ヲ受タリ、茲ニ於テ本行役員ヲ第四拾四銀行ニ派出シテ該行現時ノ負債資産ヲ調査セシメ、去ル十日本行株主惣会ニテ御申上候通猶当任ノ頭取取締役ニ於テ評価ヲ附シ且将来ノ見込ト尅ケ年利益ヲ計算為シタル事別冊ノ如シ、加ルニ本行現時ノ負債資産ト将来尅ケ年ノ利益予算ヲ建テ比準シ得失如何ヲ各位ニ高評ヲ乞所ナリ

かくて同じ七月二二日の午後開催の第三国立銀行總會で右の結果が報告され、株主および委任をうけた代人など七十余名によって、第四十四国立銀行の合併の件が議決された。そして翌々二五日、山田、平岡が合併願書を作成、大蔵省当局に提出された。⁽¹⁴⁾

公的許可手続きについては、八月二一日第三国立銀行に第四十四国立銀行を合併の願書にたいする許可が通知された。⁽¹⁵⁾ この間、第四十四銀行の側から、合併にさいする手持株式の処置および新株券交付について、株主にたいする通知が行われており、七月二八日の「手扣」のなかに、この文面が掲載されている。⁽¹⁶⁾ あるいはこの文章も、安田善次郎の執筆になるものかもしれない。

拝啓 陳者本月五日格別決議ニ相成候第三国立銀行へ合議ノ義同行ニモ承諾ニ付大蔵省へ出願致候、右御許可ノ上ハ各位御所有之株式ハ左ノ三項ニ基キ御決定有之度此段及御照会候也

第一項

御所有株全存之分ハ壹株ニ付金拾五円ツ、御出金可相成候事

第二項

御所有株ノ内幾分ヲ売払相成候ニハ一株四十円ツ、ニ而代金可相渡跡幾分ヲ御持繼之分ハ前条ノ通壹株ニ付金十五円ツ、御出金可相成候事

第三項

御所有株悉皆御売払相成候御仁付は壹株金四十円ツ、ノ計算ニ而御渡可申但シ此分ハ売払株本行株式惣高ノ内過半数ニ及フトキハ或ハ幾分ヲ御断申上場合モ御座候事
右至急御申出有之度候、且第三銀行ニ合併ノ上ハ壹株百円宛ニ相改候事故半数ニ不相成様御計算被成下度候也

なお、七月三十一日の「手扣」においては、左のような、安田銀行から加藤済にたいし三万円の利付金祿を担保とする、
二万千六百円の貸付にかんする記載が見出される。⁽¹⁾ 参考までに掲げておくこととする。

一金祿公債証七分利付額面三万円

加藤済取持ノ分安田銀行ニ無利足無手数料ニテ預リ置

但シ此公債証書ハ安田銀行ノ名義ニ書替置期限中使用随意ノ事

通貨 貳万千六百円

安田銀行ヨリ加藤済二年七分ノ利足ニ而貸付置候ニ付此利子ハ公債証書ノ利足政府ヨリ払下相成候節安田銀行ニ而請取
残金ハ加藤済ニ相渡候事

約定証

一 金貳万千六百円也 但し老ケ年七分ノ利息ニ而
毎年五月十一月兩度ニ相渡候筈

此抵当七分利付

金禄公債証書

額面三万円也

右之通貨借用致候ニ付本年七月ヨリ向三ヶ年明治十八年六月三十日限り元利返済可致候、然上ハ来明治十六年六月ヨリ年
兩度之^{六月}利息ノ外元金千円ツ、返済致候、且抵当ノ公債証書ハ安田銀行之名義ニ書替期限中使用相成候事御随意可成下
候、尤内金返済致ト雖トモ公債証書ノ元利皆済迄取返不申筈ニ御座候、右之期限ニ至リ万一返金不致候節ハ抵当ノ公債証
書ハ悉皆貴殿ノ所有ニ被致夫迄入金致候分ハ元金而已御返戻被下候、其節相場ニ高下有之夫カ為メ双方ニ損益有之候共一
切關係不致決而苦情申間敷候為其約定書如件

月日

印

安田銀行 御中

最後の合併は、第三国立銀行の六〇%の（無償）増資そして第四十四銀行の二〇%の減資による第三銀行の第四十
四銀行の吸収合併となり、資本金一〇〇万円の第三国立銀行の再発足となった。第四十四銀行の店員のうち十数名は、
第三銀行に移籍された。

さて、こうした銀行史上初めといえる本格的な合併の成功が、安田善次郎にとってはもとより、大蔵省の銀行行政に
とって、大きな意義をもつものであったことは、いうまでもない。特記されることは、被合併銀行四十四銀行の不良資
産の吟味をふくむ資産の評価、当期および来期の収支の見込計算、正味資産の算定、第三銀行および第四十四銀行の一
株当り資産額の評価、合併比率および両銀行の増減資の算出、端数の処理にいたる複雑なプロセスが、安田善次郎の手

で綿密に行われていることである。この点は、これより先明治七〇八年に第一国立銀行において、多額の出資者であるとともに大口貸出先の小野組の破綻の処理、と対照的である。ここでは、小野組の出資の一〇〇万円（現実には払込がなされたわけではなく、同額相当の抵当物品）と第一銀行から小野組への貸付額一〇〇万円弱とが、相殺され、第一銀行の一〇〇万円の減資という、単純かつ粗雑な処理が行われた。したがって、第三による第四十四の救済合併は、当時における銀行の近代的な合併のあり方として、示唆的ないしは模範とするに足る事例をなしたといえよう。

- (1) 第四十四国立銀行については前掲『安田財閥』五二―五三頁。安田銀行『安田銀行六十年誌』（同行、昭和一五年など）。ちなみに、同行についての一次史料は、関東大震災にさいし焼失しており、函館支店関係を除くとほとんど知られていない。
- (2) これら山田慎の活動については、前掲『安田財閥』五五―五六頁。そのほか北海道の硫黄山についての史料は、「安田商事関係史料」として、安田不動産株式会社に保存されている。
- (3) 前掲『全伝』によれば、一月二二日川崎、市川、長谷川、平岡らと、四十四銀行問題を内談したことがあったという（『全伝』巻之三、伝記二、二九五頁）。
- (4) 同右 二九六頁。
- (5) 「手扣」第三号、明治一五年七月一〇日の項。
- (6) 同右 七月十三日の項。
- (7) (8) 前掲『全伝』巻之三、伝記二、二九六頁。
- (9) 「手扣」第三号、七月一三日の項。
- (10) (11) 「手扣」第三号、七月一八日、七月一九日。

(12)(13) 「手扣」第三号、七月一日、一九日の項。

(14)(15) 前掲『全伝』卷之三、伝記二、二九七頁。

(16) 「手扣」第三号、七月二十八日の項。

(17) 同右 七月三十一日の項。

五 日本銀行の株式募集、収支予算および内規の作成

明治一五年の夏は、第三銀行と第四十四銀行の合併が実現する他方、日本銀行の設立については「条例」の制定とともに創立委員の決定が行われ、株式募集はじめ準備作業が進行した。既に触れたが、六月二十七日に「日本銀行条例」の布告とともに、大蔵省に日本銀行創立事務所が設けられ、大蔵少輔の吉原重俊、大蔵大書記官の富田鉄之助、大蔵省権書記官の加藤済が創立事務委員に任命された。⁽¹⁾吉原は日本銀行の総裁、富田は副総裁にそれぞれ就任のふくみの人事である。そして、民間銀行家から第三国立銀行頭取の安田善次郎と、三井銀行副長の三野村利助が、創立事務御用掛心得に任命され、これら五人が創立事務にあたるものとされた。その後九月になって、子安峻、外山脩三、松本重太郎および草間貞太郎の四人が御用掛に追加されている。

こうして七月以降、とくに八月になると安田善次郎の活動と生活は慌しいものとなり、八月一〇日以降の手控は、「第四号」が編まれるにいたっている。

株式の募集については、七月二十八日、資本金一、〇〇〇万円、二〇〇円株五万株のうち、半額を政府が引受け、残りの二万五千株を一般公募すると発表した。これについて各地の新聞で広告が行われたとされるが、必ずしも徹底した

ものではなかった。⁽³⁾

ところで、すでに日銀設立の概要は、創立関係者のネットワークを通じて一般に知られはじめており、正式な募集を
またずに、申込が相つゞ状態になっていた。そうした動向は、「安田家文書」から知ることができる。すなわち「手扣」
(第三号、七月二二日)をみると、左のように中沢彦吉、山中隣之助、喜谷市郎左衛門ら親しい友人らが申込んでおり、
またこの日午後に政府に赴いたところ、品川弥次郎、武井守正らから日本銀行株の入手申込について依頼をうけている。

七月廿一日

午後三十三山中	近藤	大木	郷	高木	品川	河野ノ諸君ヲ訪
(欄外) 一△品川公ト口約	一	日本銀行株貳万円一年九朱ノ利足ニ而立替				
(欄外) 一△高松同上	一	日本銀行株貳千円	十株	加入ノ事		
(欄外) 一日本銀行△〇	一	長井利兵衛氏	壹万円	△〇武井氏	五千円	
(欄外) 一	一	山中隣之助氏	貳万円			
(欄外) 一	一	中沢彦吉氏	貳万円			
(欄外) 一	一	喜谷市郎右衛門氏	五千元			
(欄外) 一	一	中村清蔵氏	八千元			

以下八月当初から日本銀行関係の記事を、「手扣」第三号、第四号によつて掲げると左のとおりである。⁽⁵⁾ 株式募集に
ついては、安田善次郎は八月一二日に正式な申込書を提出しているが、すでに二、〇〇〇株(四〇万円)に達している。

八月三日 晴

午後三時ヨリ平岡氏ト郷君ヲ訪 晚喰シテ寛話ス

八月五日 晴 曇天

午前七時 郷君ヲ訪

八月七日 晴

午前九時 大蔵省ニ行、郷、加藤ノ二君ニ面談

八月八日

大蔵省ニ出 加藤君ト郷君ニ用

喜谷氏ヲ訪 日本銀行株式二十五個

午後四時ヨリ柏木ニ集会

（以下「手扣」第四号）

八月十日 曇 雨

百株 日本銀行 米倉一平殿

米倉 山中 清水宣吉入来

八月十二日

九時半大蔵省ニ行、杉山、原ノ二氏ト同道加藤君ニ面談ス

日本銀行株式申込書

五百株 日本橋区小網町四丁目八番地

此金額十万円

五百株

安田善次郎
安田忠兵衛

一 式百九十株

安田卯之吉

一百株 金吹町壹番地

中井新右門

一百株 南新堀町壹番地

中沢彦太郎

一百株 南伝馬町十七番地

山中隣之助

一百株 蠣殻町一丁目二番地

米倉一平

一 四十株 深川材木町十番地

下中村清蔵

一 五十株 大伝馬町一丁目十三番地

上長井利平

一 二十五株 大鋸町五番地

喜谷一郎右衛門

一 三十株 赤阪一ツ木町十二番地

一 十五株 東湊町一丁目十一番地

大村五左衛門

(欄外) 一廿九日ニツヅク

合計 式千株

此金額 四拾万円也

右之通株式申請度御採用奉願候也

(マ) 九月十二日 右惣代 安田善次郎 印

大蔵省日本銀行創立委員 御中

午後五時ヨリ山中、喜谷ノ二氏来訪

日本銀行株券十個 後藤庄吉郎氏

八月十三日 曇 日曜日

八時ヨリ加藤君ニ面話

松方君ヲ訪 不在

与倉君ヲ訪 面話

八月十四日 晴

午前九時ヨリ大蔵省ニ出ル

午後二時 加藤君、志賀、藤村、上床、三野村ト永代橋際旧開拓使洋館ヲ視ル

八月十五日 晴

九時ヨリ銀行局ニ出ル 日本銀行創立委員詰所ニ出ル

八月十六日 晴天

午後一時 大蔵省ニ出ル 不在

〃 三井銀行ニ三野村ト面会ス

八月十七日 晴

午前八時ヨリ松方公ノ邸宅ニ富田、加藤、三野村ノ三氏ト終日用談ス、日本銀行ノ件ナリ

八月十八日 曇

日本銀行利益予算表（略、後に掲げるニ筆者）

八月十九日 晴

^{午前}〃 九時ヨリ大蔵省ニ出勤

午後三時ヨリ集会所ニ臨席

八月廿日 晴 日曜日

廿一日午前九時大蔵省ニ出ヘキ事

八月廿一日 晴

九時ヨリ大蔵省ニ出、郷、富田、加藤ノ諸氏ト談判ス

八月廿二日

午前九時ヨリ 大蔵省ニ出ル

八月廿三日 晴

九時ヨリ 加藤君ヲ訪

八月廿四日 晴

午前九時ヨリ大蔵省ニ出ル

八月廿七日 晴 日曜日 終日在宅

日本銀行内規草案（省略＝筆者）

株式募集については、これまでの考察と、「手扣」でみるかぎり、八月一二日で申込みが事実上終っており、すでに満株となっている印象をうける。この事実は、既掲の『日本銀行沿革史』の記述とは微妙に異っており、この点は注意される。

八月十四日には、日本銀行設立準備室が、永代橋際のかつての北海道開拓使の事務所に移されることになったので、現場を大蔵省の関係者と三井の三野村らと視察している。そして翌日からほぼ毎日のように大蔵省に出勤している。

株式申込募集のあとで、設立準備御用掛としての善次郎の重要な仕事は、新設の日本銀行開業初年度の収支予算を作成することであった。政府民間折半出資の日本銀行にとって、さしあたり民間出資分について八%、政府出資について六%の配当支払が必要なことから、開業後半年間においては、営業活動の収益から給料はじめ諸経費雑費等をさし引いて、上記の配当可能な収支予算を算出・作成することが必要であった。それは、資産の運用の見込はじめ、必要な職員

の雇用、給料の設定など日本銀行の経営全般にわたる知的能力を要するものである。

こうした収支予算、職員組織、営業実施予算そして利益配当にかかわる会議が、八月一七日に松方邸において、善次郎に加えて、富田鉄之助、加藤濟および三野村利助の四人によって終日行われており、ここで決定した方針にそって、翌八月十八日に安田善次郎によって、成案が作成された。そのさい、第一国立銀行、正金銀行、第十五国立銀行の三行の経営にかんする詳細なデータが参考に供された。

こうして出来た「日本銀行利益予算表」（「手扣」八月一八日の項）は、左に掲げる内容のものである。非常に有意義と考えられるので、全文を記載することにしよう。安田善次郎筆の同じ時期（明治一四年）の第一国立銀行、横浜正金銀行および第十五国立銀行についての経営記録とあわせて掲げておく。

日本銀行利益予算表

負債之部

〇一 金五百万円

株主勘定

〇一 金百万円

政府無利足当座預り

△一 金百五十万円

〃 利付預り

合計 七百五十万円

△印ニ対シ壹ケ年六分ノ利足ヲ払トシテ

此利子九万円也

資産之部

△一 金三百万五十円^(マ)

諸貸附金公債証書代価

△一

金貳百五十万円

割引貸及諸手形買入元

〇一

金百五十万円

本支店手元有高

合計 七百五十万円

△印対シテ年耄割ノ利足ヲ收入スルモノトシテ

此金六拾万円也

此内金九万円 預り金利子払

又金貳万九千四百円

副總裁 400

理事四名 100

監事三名 50

手代二十名

給料

又金貳万貳千八百五十五円(マ)

家屋税雜費及 巡查小使給料

又金壹万円

營業用諸雜費

帳簿筆墨紙共

雜稅共

此小以十五万貳千貳百五十五円

差引

四拾四万七千七百四十五円 純益

配当下

貳十万円 人民株 八分宛

上 十五万円

政府株 六分宛

九千七百七十四円五十銭

積立金

引込金八万七千九百七十円五十銭

此内

金内八千七百九十七円五銭

賞与金

惣差引

殘金七万九千七百七十三円四十五銭

是ヲ五百万円ニ配当スレハ百円ニ付壹円五十八銭三厘強

則政府ノ分 七円五十八銭三厘強

人民ノ分 九円五十八錢三厘強 壹ケ年利益配当ナリ
金八千七百九十七円五錢 役員賞与金

此内十分ノ二課長及副課長分

引ケ金七千三十七円六十四錢

是ヲ理事四名監事三名ニ配当スレハ

七ツ、廿八 三ツ、九 合三十七 壹口百九十円廿錢

理事壹名 金千三百三十一円四十四錢二厘ツ、

監事壹名 金五百七十円六十錢ツ、

明治十四年壹ケ年三銀行月給入費等

第一銀行

一金貳万六千三百九十九円三十八錢壹厘 給料

一金四千八百四十三円三十七錢六厘 旅費

一 貳千九百八十円五十二錢壹厘 營膳

一 五万三千五百三十八円五十七錢 雜費

合計 金八万七千七百六十一円八十四錢八厘

正金銀行

一金壹万三千九百五円七十四錢一厘 給料

一金三千百七十五円十三錢六厘 旅費

一金千八百八十二円廿錢一厘 營膳
雜税

一金八千八百八十五円七銭 雜費

合計 貳万七千四百八十八円十四銭八厘

十五銀行

一 三万六千七百三十三円八十二銭七厘 給料

一 百七十三円五十二銭六厘 雜稅

一 三百八十三円五十九銭 營膳

一 壹万六千貳百三十三円五十一銭一厘 雜費

合計 四万七千四百三十四円四十五銭四厘

三口通計 金拾六万貳千三百四十四円四十五銭

此内訳 給料 七万〇九百七十八円九十四銭九厘

旅費雜稅 九万三千三百六十五円五十銭一厘

平均 給料ノ方 金貳万三千六百五十九円六十四銭九厘

雜費ノ方 金三万四百五十五円十六銭七厘

第一銀行役員月給

一等頭取 五十円 二等取締 二十円 三等支配人 三十円 四 支配 廿二円 勘定役 五十銭 五 支配人 十七円 六 支配人 十二円

七等上下 十一円 八等 八円三十銭 九等 六円四十銭 十等 四円八十銭 十一等 四円七十銭 十二等 三円 十三等 三円 本支店共 百七十九名

月給壹ケ年 貳万六千三百九十九円三十八円壹厘

賞与金五万六千六百円也 月給料ノ二倍弱ニ当ル

正金銀行

一等頭取 百円
 二等取締役 十円
 三等支配人 八十円
 四等副支配人 六十円
 五等手代 五十円
 六等 三十円
 七等 二十五円
 八等 十円
 九等 九円
 十等 八円
 十一 七円
 十二 六円
 十三 五円
 十四 四円
 十五 三円
 四十七名

月給壹ヶ年分 壹万三千九百五円七十四錢一厘

賞与金貳万四百円 月給料ノ壹倍四分六厘八当ル

十五銀行（書きはじめて抹消ニ筆者）

こうして試算された日本銀行設立初年度の、「日本銀行営業実施予算」および「利益金配当予算」は、左のとおりである。安田善次郎の原案がすべて厳密にその通り実行されたか否かには研究の余地があるが、こうした企画案が、日本銀行開業の重要なステップとなったろうことは疑問の余地がない。

日本銀行営業実施予算

負債ニ属スルノ分

○一金 百万円 政府当座預り金

△一金 百五十万円 同利付預り金

○一金 五百万円 株主勘定

合計 七百五十万円也

此内○印 金六百万円 無利足

△印 金百五十万円 年六朱利付

此利子金九万円 壹ヶ年払分

資産ニ属スルノ分

△一金 貳百五十万円

諸貸附金及公債証書買入元金

△一金 貳百五十拾万円

割引貸諸手形及残金限買入元金

△一金 百五十拾万円

当座貸勘定

○一金 百万円

本支店金庫有高

合計 金七百五十万円

此内○印 金百万円

無利足

△印 金六百五十万円 年割○八厘

此利子 金七拾万○貳千円也 壹ヶ年収入分

収払差引 金六拾壹万貳千円也 利益金

本店資本 三百五十万円

大阪支店 〃 百万円

横浜支店 〃 五十万円

利益金配当予算

一金六拾壹万貳千円

利益金惣高

此内 金貳万九千四百円

給料

但シ副總裁壹名 理事四名 監事三名 手代六十名ノ見積リナリ

金貳万貳千八百五十五円雜費

但シ旅費調査 小使ノ給料及當繕等本支店ノ分

金壹万円

營業用雜費

但シ本店支店二ヶ所ノ帳簿筆墨紙雜稅等ノ分

金五千元

家屋什器等ノ代価年賦償却之分

小以金六万七千貳百五十五円也

引ノ金五拾四万四千七百四拾五円

純益金

内金拾五万円

政府所持貳百五十万円ノ配当年六分

又金貳拾万円

人民所株^(マ)貳百五十万円ノ配当年八分

又金壹万九千四百七十四円五十銭

積立金

差引 金拾七万五千貳百七十円五十銭

此内壹万七千五百廿七円五銭 賞与金

惣差引殘金拾五万七千七百四十三円四十五銭

之ヲ五百万円ニ配當スレハ百円ニ付三円拾五銭四厘八毛

株主配當 壹ヶ年分

政府 九分一厘五毛強

人民 壹割一分一厘五毛強

變則予算

一金五拾四万四千七百四十五円

純益金

内金五万四千四百七十四円五十銭

純益金十分ノ一積立金

又金拾五万円

政府持株ニ対シ年六分ノ配當金

開業ノ日ヨリ滿十五ヶ年目ニヨリ平等ノ配當致スヘキ事

又金一万七千十三円五十二銭五厘 右差引残金ノ二十分ノ一賞与金

差引ノ金三拾貳万三千貳百五十六円九十七銭五厘

此之内三拾壹万貳千五百円 人民株主貳百五十万円ニ配当壹ヶ年壹割二分五厘

残金 壹万〇七百五十六円九十七銭五厘

(1) 右の人事、とくに吉原重俊の人物・経歴については、ここでは立ち回らない。前掲『歴代日本銀行総裁編』一六頁を参照されたい。

(2) 前掲『日本銀行沿革史』第一卷三頁。

(3) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行職場百年』上巻(昭和五七年一〇月、行内限本)によれば、「大蔵省は六月末に各府県令あてに通達を出して協力を要請し、各府県の五十万円以上の財産家はできるだけ応募するように依頼した」。そればかりでなく、「松方大蔵卿や加藤銀行局長は自ら地方を巡回して、有力な符号や紳商に中央銀行設立の意義を説いて、株主になるよう勧誘した」(同上書九頁)とされ、創立事務所でも「七月末以降、全国主要紙に株主募集広告を掲載して、世人の注意を喚起するよう努めた」(同上書一〇頁)と記されている。しかし、本稿で考察したところからみると、それほど徹底したものとは思われない。

(4) 前掲『沿革史』『職場百年史』(一〇頁)によれば、いずれも募集期間は七月末から八月二〇日で、八月二〇日に満額になったとされているが、人気が先行し現実にはそれ以前に満額となったとみられる。

なお、『職場百年史』によれば、松方は、「明治十四年の政変」後のことで、三菱関係者が日本銀行の株主となることを忌避し、条例第六条で「株主トナラントスルモノハ、大蔵卿ノ許可ヲ受クベシ」との制限規定を設けたために、岩崎弥太郎はじめ三菱関係者は、五八〇人の株主名簿にその名前が全くみられない、と付記している(同上書一〇頁)。

(5) 「手扣」(第三号「明治十五年六月同八月マテ」および「手扣」第四号「明治一五年八月同一月」)による。

- (6) 場所は、東京府下日本橋北新堀町二十一番地」および「箱崎町三丁目一番地」で、明治一三年に北海道開拓使（黒田清隆長官）が舟運の便を考えて、東京出張所をこの地に移した（詳細および地図は、前掲『日本銀行職場百年』上巻、一―一二頁）。
- (7) 前掲「手扣」第三号、八月一七日の項。ちなみに、この八月中の日本銀行にかんする記事は、『全伝』（巻之三、伝記二）の八月の部分にはすべて記載されていない。
- (8) 「手扣」第四号、八月一八日の項に記載されている。この部分は、自身で清書、執筆されている。

あとがき

以上本稿の考察によって、明治一五年の日本銀行の設立過程において、従来知られていなかった事実を知ることができる。同年の「安田家文書」によってみると、安田善次郎の役割は、松方大蔵卿の単なるアドバイザー的なものでなく、銀行局長以下大蔵当局に深くコミットしたものであった。政府自身にノウハウが乏しく、銀行業界も幼弱な段階のもので、安田善次郎の経験と能力が求められたことは当然といえる。また安田善次郎にとっては、彼自身の銀行経営の方針そして利害の上で、日本銀行の設立はきわめて重要なことであった。

事実、上述したように、銀行の手形取引の推進において、また銀行の救済・支援や合併について、さらに開業後の日本銀行の営業と収支、必要な人事・給与の計画において、安田善次郎の存在は、まことに不可欠であった。この年一月日本銀行の開業にさいし、安田善次郎は理事ばかりでなく、営業局長（割引局長）、株式局長など重要な役職を兼務するが、こうした一見不合理あるいは無理とみえる人事も、上記のような経緯をみれば、止むを得なかったことが十分

に納得できる。

本稿は、さしあたり明治一五年の春から八月までの文書による考究であるが、右の点は、さらに九月以降、一〇月に日本銀行の開業をみるにいたった二〜三カ月間の文書の研究によって、より詳しくその実状を明らかにすることができると考えられている。